

FMI 原則に基づく情報開示

2018年9月28日

株式会社 日本商品清算機構

Japan Commodity Clearing House Co.,Ltd



株式会社日本商品清算機構

目次

I.	エグゼクティブサマリー	3
II.	前回の情報開示からの変更点	4
III.	FMI に関する全体的な概要	5
IV.	原則ごとの情報開示	8
	組織一般	8
	原則 1 法的基盤	8
	原則 2 ガバナンス	12
	原則 3 包括的リスク管理制度	17
	信用リスク管理と資金流動性リスク管理	22
	原則 4 信用リスク	22
	原則 5 担保	29
	原則 6 証拠金	33
	原則 7 資金流動性リスク	37
	決済	44
	原則 8 決済のファイナリティ	44
	原則 9 資金決済	45
	原則 10 現物の受渡し	47
	証券集中振替機関と価値交換型決済システム	49
	原則 11 証券集中振替機関	49
	原則 12 価値交換型決済システム	49
	破綻時処理	50
	原則 13 参加者破綻時処理の規則・手続	50
	原則 14 分別管理・勘定移管	52
	ビジネスリスク管理とオペレーショナルリスク管理	57
	原則 15 ビジネスリスク	57
	原則 16 保管・投資リスク	60
	原則 17 オペレーショナルリスク	63

原則 18 アクセス・参加要件	70
原則 19 階層的参加形態.....	74
原則 20 FMI 間リンク	76
効率性.....	79
原則 21 効率性・実効性.....	79
原則 22 通信手順・標準.....	80
透明性.....	82
原則 23 規則・主要手続・市場データの開示	82
原則 24 取引情報蓄積機関による市場データの開示.....	85
V. 公開情報.....	86
VI. 略称一覧.....	88

回 答 機 関： 株式会社 日本商品清算機構

FMI が清算業務を行う法域： 日本

FMI の規制・監督当局： 農林水産省、経済産業省

本情報開示文書の開示日： 2018 年 9 月 28 日

他に開示している場所：<https://www.jcch.co.jp/fmi.html>

詳細の問い合わせ先： 株式会社 日本商品清算機構 総務部

メールアドレス：info@jcch.co.jp

電 話 番 号： (+81) 3-5847-7521 又は (+81) 3-5847-7523

<免責事項>

- ・ 本文書に記載されている情報の正確性については万全を期していますが、JCCH は、本文書の情報を用いて行われる行為について、何ら責任を負うものではありません。
- ・ 本文書は JCCH における「金融市場インフラのための原則」への適合状況を公表するものです。
- ・ 本文書に関する著作権は JCCH にあり、目的以外の使用、無断転用、複製は出来ません。
- ・ 本文書の記載と公式規則との間に何らかの齟齬があった場合、JCCH の公式規則が優先されます。
- ・ JCCH は、予告なしに本文書の内容の修正・変更や本文書の削除・公表の中止をする場合があります。

I. エグゼクティブサマリー

株式会社日本商品清算機構（以下、「JCCH」といいます。）は、日本における唯一の商品取引清算機関であり、株式会社東京商品取引所（以下、「TOCOM」といいます。）及び大阪堂島商品取引所（以下、「ODE」といいます。）の商品市場における取引に基づく清算業務（以下、「商品取引債務引受業」といいます。）を行っています。

JCCH は、商品先物取引法（以下、「商先法」といいます。）に基づき商品取引債務引受業の許可を得ており¹、日本の農林水産省と経済産業省（以下、合わせて「主務省」といいます。）による直接の規制と監督を受けています。

2014 年 11 月、主務省は、支払・決済システム委員会²-証券監督者国際機構（以下、「CPSS-IOSCO」又は「CPMI-IOSCO」といいます。）が公表した「金融市場インフラのための原則」（以下、「FMI 原則」といいます。）の国際的な規制水準を日本の商品取引市場において確保するため、「商品取引清算機関の監督の基本的な指針」（以下、「監督指針」といいます。）を公表しました。

このような内外の規制動向を踏まえ、JCCH は適切なリスク管理体制の下で的確に清算業務を行い、清算機関としての信頼性を確保することの重要性を認識し、FMI 原則及び監督指針を遵守したガバナンス体制の構築と、強固かつ包括的なリスク管理体制を整備しています。

この文書は、CPSS-IOSCO が公表した「金融市場インフラのための原則：情報開示の枠組みと評価方法」に基づいて、JCCH における FMI 原則への適合状況の詳細を公表するものです。

なお、指定がない限り、この情報開示は、2018 年 9 月末時点の情報によるものです。

¹ 商先法第 167 条

² 「金融市場インフラのための原則」の公表時の名称。支払・決済システム委員会（CPSS）は、2014 年 9 月 1 日に決済・市場インフラ委員会（The Committee on Payments and Market Infrastructures, CPMI）に名称を変更。

II. 前回の情報開示からの変更点

この情報開示は、JCCHにおけるFMI原則への適合状況についてJCCHが公表する最初のものであります。

なお、FMI原則の中の原則11（証券集中振替機関）、原則12（価値交換型決済システム）、及び原則24（取引情報蓄積機関による市場データの開示）は、JCCHに該当業務がないため、この文章による開示対象とはしていません。

III. FMI に関する全体的な概要

JCCH の沿革及び清算対象商品

JCCH は、TOCOM の子会社です。JCCH は、2004 年 12 月 24 日に設立され、2005 年 4 月 25 日付で、農林水産大臣並びに経済産業大臣から商品取引債務引受業の許可を受け、同年 5 月 2 日に清算業務を開始しました。

JCCH は、日本の商品先物市場における清算及び決済の機能を唯一担う清算機関であり、指定市場開設者である TOCOM と ODE に上場された商品に対する清算業務を提供しています。

III.-1 JCCH の清算対象

指定市場開設者による区分	指定商品市場
株式会社 東京商品取引所 (TOCOM)	農産物・砂糖市場
	ゴム市場
	貴金属市場
	石油市場
	中京石油市場
	アルミニウム市場 (休止中)
大阪堂島商品取引所 (ODE)	農産物市場
	水産物市場
	砂糖市場
	農産物・飼料指数市場

III.-2 清算済取引統計

統計資料等 <https://www.jcch.co.jp/b/b08.html>

組織概要

JCCH は、日本の商品先物市場における重要なインフラとして、強固なリスク管理態勢を構築しています。JCCH の取締役会は、代表取締役社長と取締役の 2 名の業務執行取締役及び非業務執行取締役 6 名の計 8 名で構成されています。取締役会は、経営の基本方針及び業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しています。JCCH は、監査役会設置会社であり、監査役会は、常勤監査役 1 名及び非常勤監査役 2 名で構成されています。監査役会は、取締役の職務執行の全般を監査するため、会計監査権限に加え業務監査権限を有し、それらの権限は定款の他、監査役会規則等に規定しています。

JCCH は、規律委員会やリスク管理委員会の他、臨時委員会として清算参加者を含む関係者をメンバーとする委員会やワーキンググループを適宜設置し、商品先物市場の運営に関する重要事項について検討を行っています。[詳細は、原則 2 (ガバナンス) を参照。]

JCCH は業務方法書の定めにしたがって、清算参加者の資格要件に係る清算参加者制度や証拠金に係る担保制度を含め、清算対象商品のリスクを管理する枠組みが設けられています。

JCCH は、清算参加者の信用リスク管理の観点から資格要件を定め、公表しています。具体的には、主に、経営体制、財務基盤及び業務執行体制に係る合理的で明確な要件が定められています。JCCH は、各清算参加者の経営体制、財務基盤及び業務執行体制を継続的にモニタリングしており、清算参加者に問題があると認めた場合には、必要に応じて債務引受の全部又は一部の停止や、清算資格の取消しを行うことが可能となっています。[詳細は、原則 18 (アクセス・参加要件) を参照。]

2018 年 9 月末時点で、清算参加者数は 25 社でした。

当初証拠金は、SPAN®を用いて算出されており、JCCH は、すべての商品について少なくとも 1 日 1 回、直近の市場価格に基づく時価評価を行っています。さらに、JCCH は、市場環境の急激な変化が生じた場合で必要と認められる場合には、臨時に証拠金の割増しをすることができます。[証拠金に関する詳細は、原則 6 (証拠金) を参照。]

関連する法律及び規制に関する枠組み

JCCH は、商先法に基づき商品取引債務引受業の許可を取得しており、商先法やその他の日本国の法規に準拠し、規制当局である主務省の監督の下で、商品取引債務引受業を行っています。

JCCH の清算業務は、商先法及び監督指針の定めるところにより、業務方法書及び関連する規則に基づいて行われており、清算参加者は、JCCH との間の清算参加者契約書により、JCCH の規則を遵守する義務を負っています。

JCCH の一部の清算参加者は、欧州（EU）加盟国において設立されているため、JCCH は、EU において設立された清算参加者及び設置された取引施設に対してサービスを提供すべく、ESMA（European Securities and Markets Authority）に対し、EMIR（European Market Infrastructure Regulation）第 25 条（1）に基づく申請を提出し、第三国清算機関（TC-CCP）としての認可³を取得しています。

JCCH のシステム及びオペレーション

JCCH は、日本国内のすべての商品取引所の清算機関として清算業務を提供しています。JCCH は、商品取引清算機関として、各市場にて約定が成立した時点で債務引受けを行うことにより、複数の市場参加者同士の債権・債務関係を JCCH を相手方とした関係に置き換え、その決済の履行を保証しています。

JCCH は、清算システムの開発及びオペレーションを外部に業務委託しており、規定に基づき委託先を選定した上で、清算システムの運行を業務委託しています。また、JCCH は明確に定められた要件に基づき、業務委託内容を適切に管理しています。

³ EMIR 承認に関する JCCH プレスリリース：

https://www.jcch.co.jp/uploads/information_ja/2017/JCCH_ESMA.pdf

IV. 原則ごとの情報開示

組織一般

原則1 法的基盤

FMI は、関係するすべての法域において、業務の重要な側面についての、確固とした、明確かつ透明で執行可能な法的基盤を備えるべきである。

重要な考慮事項 1

法的基盤は、関係するすべての法域について、FMI の業務の重要な側面に関する高い確実性を与えるべきである。

法的確実性が求められる業務の重要な側面

JCCH の中央清算機関としての業務において、法的確実性を必要とする重要な側面は以下の事項です。

- ・ 清算業務
- ・ ネットィング
- ・ 決済のファイナリティ
- ・ 他の FMI との間のリンク
- ・ 担保の取極め
- ・ 破綻処理の取極め

なお、JCCH では、証券決済は行っておらず、また現物の受渡決済は商品取引所が定めるところにより現物の受渡しが行われたことをもって、決済が行われたものとみなしております⁴。

清算業務

・ JCCH は、清算業務を、商先法上の許可⁵、規制当局である主務省の監督の下で行っています。

・ 清算業務は、商先法及び監督指針の定めるところにより、業務方法書及び関連する規則に基づいて行われており、清算参加者は、JCCH との間の清算参加者契約書により、JCCH の規則を遵守する義務を負っています。

⁴ 業務方法書 54 条 1 項等

⁵ 商先法 167 条

ネットィング

・JCCH の業務方法書には、清算参加者が破綻した場合のクローズアウト・ネットィングに関する規定があります⁶。当該クローズアウト・ネットィングの法的有効性については商先法が規定しています⁷。

決済のファイナリティ

・JCCH の業務方法書及び担保関連規則は、清算参加者と JCCH の間の支払債務と担保差入の最終時限を明確に定めています⁸。詳細は原則 8（決済のファイナリティ）参照。
・したがって、JCCH の清算参加者は、JCCH に対して履行する義務が確定した時点を実に認識することができます。

他の FMI との間のリンク

・詳細は原則 20（FMI 間リンク）を参照。

担保の取極め

・JCCH は、担保関連規則において、原則 16（保管・投資リスク）に則った方法で保管しています。
・預託を受けた担保は、商先法⁹に従い、JCCH 固有の資産から分別して管理しています。

破綻処理の取極め

・清算参加者破綻時には、JCCH の規則による決済が一般的な倒産手続に優先する旨が商先法¹⁰で規定されています。

重要な考慮事項 2

FMI は、明確で、理解しやすく、関係する法規制と整合的な、規則・手続・契約を備えるべきである。

・JCCH の定款、業務方法書の制定・変更については主務省の許可¹¹・認可¹²を受けて行われています。また、JCCH の主要な規則の変更については、JCCH が自主的に、清算参加

⁶ 業務方法書 68 条以下

⁷ 商先法 181 条

⁸ 業務方法書 53 条及び取引証拠金等に関する規則 14 条以下

⁹ 商先法 179 条 5 項、103 条 4 項、商先法施行規則（以下「省令」といいます。）74 条等

¹⁰ 商先法 181 条

¹¹ 商先法 167 条、168 条 2 項

¹² 商先法 182 条

者、弁護士、主務省その他の関係機関等との協議といったプロセスを経て制定・改正され、法令との整合性が確認されています。

・現在まで、JCCH の規則、手続、契約と関連する法規制との間には、不整合は認められていません。

重要な考慮事項 3

FMI は、その業務の法的基盤を、関係当局、参加者および（関係する場合には）参加者の顧客に対して、明確かつ理解しやすい方法で説明できるようにすべきである。

・JCCH は、主務省、清算参加者等に対して、必要に応じて、業務の法的基盤を説明しています。

・また、主要な規則はインターネット等により公衆に広く開示しています。

重要な考慮事項 4

FMI は、関係するすべての法域において執行可能な規則・手続・契約を備えるべきである。そうした規則や手続に基づいて FMI によって取られる措置が、無効とされたり、覆されたり、差止めの対象となったりしないことについて、高い確実性が存在すべきである。

JCCH の規則・手続・契約の執行可能性

・JCCH の規則・手続・契約は、全ての関連法域において法的な拘束力を確保するように書かれています。詳細は、本原則の重要な考慮事項 1 参照。

・商先法は、清算参加者が破綻した際には、破綻清算参加者と CCP の間の清算済取引の決済について、CCP の規則が一般的な倒産手続に優先する旨を規定しており¹³、JCCH の規則が、JCCH の清算業務に対する清算参加者の支払い不能の影響を限定的なものにすることを認めています。

・清算参加者に対して外国法域において倒産処理手続が開始された場合には、その倒産処理手続の効力は、「外国倒産処理手続の承認援助に関する法律」に定めにより、その手続を承認する旨の日本国の裁判所の決定がなされた場合に限り日本国に及ぶものとなります。そして、その手続は、日本国の裁判所による援助命令の発行によってのみ破綻清算参加者の財産に適用されるものとなります。日本国の裁判所がその命令を発行しない限り、外国清算参加者の破綻が生じた場合であっても、外国における倒産処理手続は、日本国に対して直接適用されるものではなく、また、破綻清算参加者が JCCH に差入れた担保に対する直接的なリスクを生じるものではありません。

¹³ 商先法 181 条

JCCHの規則・手続の確実性の度合い

- ・JCCHが行う清算業務の準拠法は日本法です。
- ・JCCHの業務方法書は、商先法¹⁴に基づき許可を得る手続の過程において法令に整合したものであること及び適切・円滑に清算業務を行うために十分であることが確認されています。今日まで、日本国及び外国のいずれにおいても、JCCHの活動に対して規制当局の不利益処分が行われた例はありません。

重要な考慮事項 5

複数の法域において業務を行っている FMI は、法域間における潜在的な法の抵触から生じるリスクを特定・軽減すべきである。

- ・JCCHでは、現状外国法人も存在するものの、清算サービスの直接の提供先にクロスボーダーの参加者は存在しません。
- ・JCCHは、法域間における法の抵触から生じるリスクの特定・確認は、清算参加者、法律事務所、主務省等から得られる最新情報に基づき行っています。
- ・JCCHの一部の清算参加者は、欧州（EU）加盟国において設立されているため、JCCHは、EUにおいて設立された清算参加者及び設置された取引施設に対してサービスを提供すべく、ESMA（European Securities and Markets Authority）に対し、EMIR（European Market Infrastructure Regulation）第25条（1）に基づく申請を提出し、第三国清算機関（TC-CCP）としての認可を取得しています。
- ・JCCHは日本国内においてのみ清算業務を行い、株式会社東京商品取引所及び大阪堂島商品取引所に上場された商品の清算を行っていること、決済通貨は円貨のみであること、担保として預託されている有価証券は日本国債、地方債、日本で上場された株式その他日本法を根拠とする信用リスクの低い有価証券等のみ¹⁵であることを勘案すると複数法域間における法務リスクは極めて限定されていると考えられます。
- ・JCCHは、クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）等複雑なリスク特性を伴う商品の清算は行っていません。

¹⁴ 商先法 168 条、169 条 1 項 2 号及び 182 条。

¹⁵ 「充用有価証券に関する取扱要綱」参照。

原則2 ガバナンス

FMI は、明確かつ透明なガバナンスの取極めを設けるべきである。そうした取極めは、FMI の安全性と効率性を促進し、広く金融システム全般の安定などの関係する公益上の考慮事項と関係する利害関係者の目的に資するものであるべきである。

重要な考慮事項 1

FMI は、その安全性と効率性を優先するとともに、金融システムの安定などの関係する公益の考慮事項に明示的に資することを目的とすべきである。

・商先法及び監督指針は、我が国の商品市場の機能の確保及び委託者等の保護に資することを目的として、清算機関の業務の健全かつ適切な運営を求めています。

・JCCH は、経営方針に、

「株式会社日本商品清算機構は、決済の安全と履行を確保するとともに、委託者財産を保全する体制を提供し、商品取引債務引受業を円滑に遂行することにより、商品先物市場の信頼性と利便性の向上を図り、商品先物市場の発展に寄与することを経営の基本方針とする。」

と記載し、また企業行動憲章に

「私たち東京商品取引所グループ（株式会社東京商品取引所及び株式会社日本商品清算機構）は、商品先物取引を行うために必要な市場の開設及び運営等を通じて経済・社会に貢献していくという公共的な使命及び責任を十分に認識するとともに、あらゆる法令やルールを厳格に遵守します。」（基本精神）

「取引・清算システムの安定稼働が最優先課題であることを認識し、安定稼働の維持に向けた諸施策を講じることとします。」（7. (1)）

「商品市場が国民経済の重要なインフラであることに鑑み、取引参加者はもちろんすべての市場参加者及び清算参加者にとって利便性の高い市場の構築及び運営並びに清算業務の遂行を目指します。」（8.）

と記載しています。

・JCCH は、かかる経営方針に則り中期経営計画を策定し、これに基づき年度毎の事業計画を定めています。

・JCCH の役職員は、この経営方針、中期経営計画、事業計画及び行動規範等に則って業務を行っています。

重要な考慮事項 2

FMI は、業務遂行と説明の明確かつ直接的な責任体制を定める、文書化されたガバナンスの取極めを備えるべきである。こうした取極めは、所有者、関係当局、参加者のほか、概略のレベルでは、公衆にも、開示すべきである。

- ・ JCCH は会社法に基づき設立された株式会社であり、商先法に基づき主務省の監督を受けている清算機関です。
- ・ JCCH は定款においてガバナンスの基本的な取極めを規定し、商先法や監督指針等が清算機関に求めている要件を満たしています。

ガバナンスの取極め

・ JCCH の取締役会は、代表取締役社長と取締役の 2 名の業務執行取締役及び非業務執行取締役 6 名の計 8 名で構成されています。取締役会は、経営の基本方針及び業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しています。

・ JCCH は、監査役会設置会社です。JCCH の監査役会は、常勤監査役 1 名及び非常勤監査役 2 名で構成されています。監査役会は、取締役の職務執行の全般を監査するため、会計監査権限に加え業務監査権限を有し、それらの権限は定款の他、監査役会規則等に規定しています。

・ JCCH が設置する委員会の名称及び役割は次の通りです。なお、次に掲げる委員会のほか、JCCH では、新制度の導入や制度運営、業務方法書の重要な変更にあたっては、臨時委員会¹⁶として清算参加者を含む関係者をメンバーとして、必要に応じて委員会やワーキンググループを設置し、検討を行っています。

(規律委員会)

・ 規律委員会は、清算参加者に対する措置に関する事項について、取締役会の諮問に応じ意見を述べます。

・ 委員は、代表取締役社長が、公正な判断をすることができる優れた識見を有する者に委嘱します。

(リスク管理委員会)

・ JCCH は、リスク管理規程を定め、代表取締役社長を委員長、常勤取締役並びに全ての部長及び課長を委員とした同委員会を適宜開催することにより、緊急時等における体制を構築するとともに、リスク管理の状況の概要を定期的に取り締り会及び監査役会に報告しています。

ガバナンスの取極めの開示

- ・ JCCH の概略については、組織図としてウェブサイトでも広く開示しています。

¹⁶ 委員会等運営規程 11 条

・また、全体的な戦略・重要な決定事項については、毎年、中期経営計画及び事業計画を策定し、当該計画の実施状況については、株主、主務省のほか、清算参加者といった利害関係者にも報告しています。また、当該計画内容や取締役会決議等による当該計画に基づく主な決議の概要は、ウェブサイトで広く開示しています。

重要な考慮事項 3

FMI の取締役会（以下、それに相当するものを含む）の役割と責務は、明確に定められるべきである。

また、メンバーの利害相反を特定・対処・管理する手続を含む、取締役会の機能に関する文書化された手続が存在すべきである。

取締役会は、取締役会全体と各メンバーの双方の業績を定期的に評価すべきである。

取締役会の役割と責務

・取締役会は、業務執行の決定、代表取締役の選定・解職並びに取締役の職務執行の監督責任を有しており、それらの権限は定款、取締役会規程の他、業務方法書等に規定しています。

・取締役会は、定款及び株主総会の決議を順守し、構成員である取締役は会社のために善管注意義務及び忠実義務を負います。取締役会は、業務執行取締役から、定期的に業務執行の状況、コンプライアンスの推進状況及びリスク管理の状況の報告を受けるとともに、以下の重要事項を決定します。

－経営に関する事項（経営の基本方針、中期経営計画、年度事業計画等）

－市場運営に関する事項（業務方法書等の改正等）

－業務執行に関する事項（コンプライアンス、リスク管理に係る重要な事項等）

－役員に関する事項（代表取締役、役付取締役の選定・解任等）

－その他の事項（内部統制システムに係る重要事項等）

利益相反の管理

・取締役が自己の利益を図って会社の利益を害することを防ぐため、会社法により、取締役が利益相反取引を行う場合には取締役会の承認が必要であり、当該取締役はこの決議について、議決権を行使できないこととなっています。

・JCCH は監査役会設置会社です。監査役会は全ての監査役で組織されますが、監査役は、会社法の規定に基づき、取締役が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があったときは、その旨を遅滞なく監査役会、取締役会に報告するほか、調査結果を株主総会に報告します。

・監査役会は、毎年、監査報告の作成に当たり、利益相反取引の有無について調査を行っ

ています。

取締役会の業績の評価

・JCCH は、取締役会全体の業績については、株主総会に提示する「事業報告書」において事業計画の達成状況及び財務数値を報告することにより、株主のモニターを受けています。

・個々の取締役の業績については、取締役会その他のミーティングへの参加、発言内容等諸般の事情を次期以降の取締役の選任手続における考慮要素としています。

重要な考慮事項 4

取締役会は、その多様な役割を果たすための適切な能力とインセンティブを持つ相応しいメンバーにより構成されるべきである。

通常、取締役会には、非業務執行のメンバーを含むことが必要である。

取締役の能力

・商先法及び監督指針は、清算機関の人的構成について「商品取引債務引受業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること」を求めており¹⁷、具体的には「法及び関連諸規則や本監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、並びに商品取引債務引受業の適正かつ確実な遂行に必要な法令等遵守態勢及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有している者」であること、反社会的勢力でないことその他の諸要素が主な着眼点として挙げられています¹⁸。

・これを踏まえ、JCCH の取締役会は、株主総会で選任された経営・金融・法律に関する知識や経験が豊富な取締役で構成されています。

取締役のインセンティブ

・取締役の報酬は、インセンティブの維持向上のため、JCCH の業績を勘案し、相応の水準が設定されます。

・常勤取締役の報酬体系は、業績の維持・向上に寄与するモチベーションを与えるものとなっており、定時株主総会で決議された額の範囲内で、個人の業務内容・業績に応じて取締役の報酬を決定しています。

¹⁷ 商先法 169 条 1 項 4 号

¹⁸ 監督指針Ⅲ-1-3 (1)

重要な考慮事項 5

経営陣の役割と責務は明確に定められるべきである。FMI の経営陣は、FMI の運営やリスク管理の責務を果たすために必要となる十分な経験・多様な能力・高潔性 (integrity) を備えるべきである。

経営陣の役割と責務

- ・JCCH の経営陣は取締役で構成され、その役割と責務は、会社法、定款及び取締役会規則に定めております。
- ・経営陣は、経営方針、中期経営計画、事業計画等に従って、業務を遂行し業績向上を図ることに責任を負っています。
- ・経営陣は、取締役会に月次で財務状況及び業務の概況を報告し、年次の事業報告及び決算を取締役会において決議のうえ、株主に報告します。

経験、能力、高潔性

- ・商先法は、清算機関の人的構成について「商品取引債務引受業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること」を求めています¹⁹。
- ・これに沿って JCCH は経営・金融・法律に関する知識や経験が豊富な取締役候補を決定しており、JCCH の経営陣は、清算機関の運営やリスク管理の責務を果たすために必要となる十分な経験、能力、高潔性を具備しています。
- ・取締役会は、会社法に定める解任手続に基づき、法令違反等により不適切と認められる取締役の解任を発議し、株主総会の決議を求める権限を有しています。

重要な考慮事項 6

取締役会は、明確かつ文書化されたリスク管理制度を構築すべきである。こうした制度には、FMI のリスク許容度に関する方針を含め、リスクに関する諸決定についての遂行と説明の責任を割り当て、危機時や緊急時の意思決定を取り扱うべきである。ガバナンスの取極めは、リスク管理と内部統制の機能が、十分な権限、独立性、資源及び取締役会へのアクセスを有していることを確保すべきである。

包括的なリスク管理体制

- ・JCCH の取締役会は、リスク管理規程の制定、リスク管理委員会の設置等、リスク管理に関する重要事項を決定します。取締役会は、(1) リスク管理の状況の概要についての定

¹⁹ 商先法 169 条 1 項 4 号

期的報告²⁰及び、(2) 清算参加者の破綻や大規模なシステム障害などの重大なリスク事象が発生した場合の報告²¹を受けて、必要な対応を検討します。

・また、取締役会は、少なくとも年 1 回、リスク管理体制全般の妥当性検証の結果について報告を受け、リスク管理に係る基本方針を見直すなどリスク管理体制が十分に機能するために必要な指示を行ないます。(詳細は原則 3 (包括的リスク管理制度) 参照)

重要な考慮事項 7

取締役会は、FMI の制度設計・規則・全体的な戦略・重要な決定事項が直接・間接参加者などの関係する利害関係者の正当な利益を適切に反映していることを確保すべきである。重要な決定事項は、関係する利害関係者と (市場への広範な影響がある場合には) 公衆に対し、明確に開示すべきである。

利害関係者の利益の特定・考慮

・JCCH は、制度設計・規則・全体的な戦略等の重要な意思決定を行う際には、臨時委員会として清算参加者を含む関係者をメンバーとして、必要に応じて委員会やワーキンググループを設置し、検討を行い、清算参加者等の利害関係者の利益を考慮しています。

情報開示

・JCCH は、中期経営計画や重要な制度改正等について主要な決定をウェブサイトで公表しています。

原則3 包括的リスク管理制度

FMI は、法的リスク・信用リスク・資金流動性リスク・オペレーショナルリスクなどのリスクを包括的に管理するための健全なリスク管理制度を設けるべきである。

重要な考慮事項 1

FMI は、FMI に発生する、または FMI が被る様々なリスクを特定・計測・モニター・管理できるよう、リスク管理の方針・手続・システムを備えるべきである。リスク管理制度は定期的に見直されるべきである。

²⁰ リスク管理規程 9 条

²¹ 危機管理規程 2 条、6 条、7 条

リスクの特定

・JCCH は、JCCH が晒されている主なリスクとして、信用リスク、流動性リスク、システムリスク、事務リスク、市場リスク、法務・コンプライアンスリスク、情報リスク、風評リスク等を特定し、リスクの特性に応じて管理体制を構築しています²²。

・また、FMI 原則第 2 章に記載されたシステミックリスク、ビジネスリスク、保管・投資リスクは、上述のリスク要因による複合的なリスクとして管理しています。

包括的リスク管理体制

・JCCH の取締役会は、リスク管理に係る規程を制定し、この中で、主要な管理対象リスク、リスク管理の定義、管理体制、管理手法等について明確に定めています。

・リスク管理に係る主な規程には以下のものがあり、年 1 回及び必要に応じて見直しを行うこととしています。

－内部統制基本方針²³

－リスク管理規程

－信用リスク管理基本方針

－資金流動性リスク管理規程

－システム障害発生時等における対応に係る基本方針について

・また、JCCH では、清算業務における信用リスク管理をリスク管理課の所管とし、全社的なリスク管理として、リスク管理委員会を社内横断的組織として設置しています。リスク管理委員会の活動状況については、定期的に取り締役に報告されます。

・オペレーショナルリスクについては、各業務に係るリスクの洗い出し及びその対応策の構築等をリスク管理委員会において行っており、適宜、オペレーションの見直しを行なっています。

・取締役会は、リスク管理に関する重要事項を決定するとともに、少なくとも年 1 回リス

²² リスク管理規程の対象とするリスクは、同規程 3 条に次のとおり (1) から (11) が列挙されています。

- (1) 経営・戦略に関するリスク
- (2) 当会社の信用リスク
- (3) 財務に関するリスク
- (4) 清算参加者に関するリスク
- (5) コンプライアンスに関するリスク
- (6) 財務報告に関連する不正に関するリスク
- (7) 組織・労務に関するリスク
- (8) 災害・事故等に関するリスク
- (9) 社内システム及び社外システムに関するリスク
- (10) 社会的信用に関するリスク
- (11) その他の業務に関するリスク

²³ 同方針において、リスク管理基本方針並びにシステムリスク及び事務リスク管理に関する方針に相当するものを定めています。

ク管理に係る主な規程の見直しを行います。

重要な考慮事項 2

FMI は、参加者や（関係する場合には）その顧客に対して、各自が FMI にもたらすリスクを管理・抑制するインセンティブを与えるべきである。

関連情報の提供

・JCCH は、清算参加者が自らリスクを管理・抑制できるように、参加者に対して、最新の証拠金所要額と担保評価額を提供しています。また、株式会社東京商品取引所及び大阪堂島商品取引所は、上場商品について、取引参加者の約定情報をリアルタイムで配信しています。

・JCCH は、商品先物取引の証拠金制度において SPAN®方式を用いており、清算参加者が自己及び顧客の証拠金所要額を計算するために必要な SPAN®ファイルをウェブサイトに掲載しています。清算参加者は、SPAN®ファイルを用いて自己及び顧客のために証拠金所要額を計算することができます。

・証拠金取引については、証拠金基準額をウェブサイトにて公表しています。

リスク管理のインセンティブ

・リスクが過大となった清算参加者に対して、ポジションの積極管理のインセンティブを与えるために、リスクに応じた清算預託金制度（取引量に応じた積み上げ方式とリスクに応じた追加預託方式の組み合わせによります。）による徴収その他リスク削減のための措置等を導入しています。リスクに応じた清算預託金制度については、さらに効果的にインセンティブを与えるような制度となるよう検討をすすめているところです。

・また、以上のリスク管理体制の設計にあたっては、清算参加者等の意見を反映して行っており、リスク管理の実効性を確保しています。

重要な考慮事項 3

FMI は、相互依存関係の結果として他の主体（他の FMI、決済銀行、流動性供給主体、サービス業者など）との間に生じる重要なリスクを定期的に点検するとともに、これらのリスクに対処するための適切なリスク管理手法を構築すべきである。

決済等に係わる相互依存関係への対応

・JCCH が、相互依存関係にある主体としては、決済銀行、カストディアン等があります。JCCH は、これらの主体について、信用格付け等により選定基準を設け、また財務情報等

を定期的にモニターし、相互依存関係に伴うリスクを管理しています。

システムに関わる相互依存関係への対応

・JCCHは、システムリスク管理の基本方針に基づき、IT サービス提供会社、公益事業者等、その他の関係者に関するリスクを特定しモニター・管理しています。

・JCCHでは、清算システムの運行についてアウトソースしていますが、当該アウトソース先との間において、清算システムの運行にあたっての運用マニュアルを策定しており、局所的なシステム障害時における基本的な対処方法は確立しています。

・具体的には、清算システム端末を事務所内に設置し、各関係者との間の処理ごとにチェック項目を設けながら日々の清算業務を行い、日常的にアウトソース先と清算システムの運行状況について情報交換できる体制を整えています。

緊急時における他の主体との間に生じるリスクへの対応－事業継続態勢

・JCCHは、「緊急時事業継続計画基本方針」に基づき事業継続計画を有しており、局所災害対応に係るコンティンジェンシープラン（緊急時対応計画）に係る体制を整備し、清算システム障害時において、清算のために必要な情報について復元させる方法を確保しています。

・また、広域災害対応についての事業継続計画の一環として、平成25年5月より清算システムの2重化を行い、年1回以上、清算参加者等とのテストを含めた清算システム障害時訓練を実施しております。

重要な考慮事項 4

FMIは、継続事業体として不可欠な業務・サービスが提供できなくなるおそれのあるシナリオを特定し、再建や秩序立った撤退に関するあらゆる選択肢の実効性を評価すべきである。FMIは、その評価に基づき、再建や秩序立った撤退のための適切な計画を策定すべきである。また、可能であれば、関係当局に対して破綻対応の計画策定に必要な情報を提供すべきである。

・JCCHが、継続事業体として、清算業務・サービスを提供できなくなるリスク・シナリオとしては、清算参加者の破綻に起因して発生する損失を財務資源でカバーできなくなる場合、ビジネスの失敗により著しく収益が減少する、もしくは費用が増大することにより自己資本を大きく毀損する場合等が想定されます。

・清算参加者の破綻に起因して発生する損失については、商先法において「商品取引清算機関は、商品市場における取引に基づく債務の不履行により損失が生じた場合に清算参加者が当該損失の全部を負担する旨を業務方法書において定めることその他の商品取引債務

引受業の適切な遂行を確保するための措置を講じなければならない。」と定められています²⁴。これに基づき、JCCH は、業務方法書において、清算参加者の破綻により生じた損失を十分にカバー可能な損失補填の仕組みを定めています。

・なお、関係規制当局は、商先法に基づき、JCCH に対して必要に応じ、報告徴収及び業務改善命令を行うことができます²⁵。

²⁴ 商先法 178 条

²⁵ 商先法 184 条及び 185 条

信用リスク管理と資金流動性リスク管理

原則4 信用リスク

FMI は、参加者に対する信用エクスポージャーや、支払・清算・決済の過程で生じる信用エクスポージャーを実効性をもって計測・モニター・管理すべきである。FMI は、各参加者に対する信用エクスポージャーを高い信頼水準で十分にカバーできるだけの財務資源を保持すべきである。また、より複雑なリスク特性を伴う清算業務に従事している CCP、または複数の法域においてシステミックに重要な CCP は、極端であるが現実に起こり得る市場環境において最大の総信用エクスポージャーをもたらす可能性がある 2 先の参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオを十分にカバーするだけの追加的な財務資源を保持すべきである。他のすべての CCP は、極端であるが現実に起こり得る市場環境において最大の総信用エクスポージャーをもたらす可能性がある参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオを十分にカバーするだけの追加的な財務資源を保持すべきである。

重要な考慮事項 1

FMI は、その参加者に対する信用エクスポージャーや、支払・清算・決済の過程で生じる信用リスクを管理するための強固な制度を設けるべきである。信用エクスポージャーは、カレント・エクスポージャーやポテンシャル・フューチャー・エクスポージャー、あるいはその両方から生じ得る。

JCCH が負担する信用リスクの源泉

・JCCH は、主として清算参加者の債務不履行に起因する信用エクスポージャーに晒されています。また、決済銀行及び各種担保の保管先等（以下「決済銀行等」といいます。）の債務不履行による信用リスクもリスクの源泉として管理しています。

・JCCH は、これらのリスクを適切に管理するための強固な体制を構築しています。

清算参加者に対する信用リスクの管理体制

・JCCH は「信用リスク管理基本方針」に基づき、個別清算参加者並びに JCCH 全体が抱える信用リスク管理の枠組みを構築しています。

(1) 清算参加者の選別

・清算参加者は清算資格の取得にあたり、業務方法書に定められた、健全な経営体制と財務基盤を有し、かつ、十分な業務執行体制を有する人的構成などについての資格要件を満

たしていることが求められています²⁶。これにより、清算参加者は、基本的に JCCH に対する支払・清算・決済の義務を履行するための財務体力を有した先に限定されています。

・清算参加者は、資格要件として定められた純資産額、純資産額規制比率等の財産的基礎についての要件を常に満たし、また原則として定期的に財務状況を JCCH に報告しなければなりません²⁷。

・清算参加者は、JCCH が定める要件に適合しなくなった場合には、直ちにその旨を JCCH に報告する義務が課されています²⁸。JCCH はこれらの報告に基づき、清算参加者の財務状況をモニタリングしています。

(2) 証拠金制度

・JCCH は、清算参加者の債務不履行から生じる信用リスクを、日次で計測・モニタリングし、清算参加者にポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーをカバーするための当初証拠金及びカレント・エクスポージャーをカバーするための変動証拠金（約定差金、帳入差金、権利行使約定差金及びオプションの対価）の預託を求め、日次で証拠金の授受を行っています。

・JCCH は、必要に応じて当初証拠金の預託額を引き上げることにより、清算参加者から追加的な担保の預託を求めることができます。また、必要に応じて緊急証拠金の預託の請求が可能なシステム上の機能を具備しています。

(3) 想定損失額の想定と財務資源制度

・JCCH では、極端ではあるが現実に起こりうる市場環境下（市場が過去一定期間に経験した最も変動の激しい期間を含む）において、全商品が価格上昇時あるいは価格下落時という状況の下で、最大リスク先の破綻を想定したシナリオで信用リスク額を評価しています。

・使用される財務資源については、具体的には、破綻清算参加者が預託する取引証拠金、清算預託金等、JCCH が積み立てる決済不履行積立金、及び破綻清算参加者を除く他の清算参加者（以下「非破綻清算参加者」といいます。）が預託する清算預託金等で構成され、参加者破綻により JCCH が被った損失に充当されます²⁹。

決済銀行等に対する信用リスクの管理体制

・決済銀行に関しては、定期的に当該決済銀行の格付け情報及び決算情報等のリスク分析に必要な情報の収集、分析を行っており、JCCH 内の基準に抵触した場合は、取締役会に諮り、必要な措置をとることとしています。

²⁶ 業務方法書 7 条

²⁷ 業務方法書 18 条、19 条

²⁸ 業務方法書 18 条

²⁹ 業務方法書 11 章

・カストディアンに関しては、定期的に分別保管状況について報告を求めると共に、財務状況についても併せて確認し、管理業務を行うことに問題無いことを検証しています。

重要な考慮事項 2

FMI は、信用リスクの源泉を特定し、信用エクスポージャーを定期的に計測し、モニターすべきであるとともに、こうしたリスクをコントロールするため、適切なリスク管理手法を利用すべきである。

JCCH は、以下の通り、信用リスクの源泉を特定し、信用リスクを定期的に計測・モニターするとともに、リスクをコントロールしています。

清算参加者から生じる信用リスク

・JCCH は、清算参加者の破綻に伴う債務不履行から生じる信用リスクに晒されています。信用リスクは、カレント・エクスポージャー及びポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーから構成されます。それぞれのエクスポージャーは、清算参加者が保有する建玉の価格についての市場価格の変動から発生します。

・定期的な信用エクスポージャーの計測として、「信用リスク管理基本方針」に基づき、日中～日次ベースでの個別清算参加者並びに JCCH 全体で抱えるエクスポージャー計測を実施しています。

・カレント・エクスポージャーについては、JCCH は、すべての商品について少なくとも 1 日 1 回以上の頻度で、すべての建玉について、直近の市場価格に基づき時価評価を行うことにより、日々の場勘情報として日次で把握するとともに、日中の価格変動に基づくエクスポージャー変化についても定点でモニタリングを実施し、必要に応じパラメータの変更を実施し、日中エクスポージャーを計測しています。

・ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーについては、各清算参加者が保有する建玉について過去の価格変動をベースに極端であるが現実におこり得るシナリオを想定し、発生しうる損失をリスク量として日次で算出しています。

・また、エクスポージャーの累積の回避のため、ポジションの集中に関する上限として、指定商品市場開設者における「建玉制限」が設定されており、通常監査や日々の清算約定に基づくリスク計測により、必要に応じて特定の清算参加者・間接参加者間の依存関係、間接参加者のリスクの保有状況を検証しています。また、必要であれば、業務方法書の規定に基づきリスクの軽減措置を講ずるよう勧告を行うこととしています³⁰。

³⁰ 業務方法書 36 条

決済銀行から生じる信用リスク

- ・JCCH は、決済銀行の信用リスクを管理するため、取引証拠金分別管理規程及び清算預託金分別管理規程において決済銀行に係る要件を定め、継続的にモニタリングしています³¹。
- ・決済銀行に起因する信用リスクは、(1) JCCH と清算参加者の間の資金決済代金、(2) JCCH が銀行に預けた預金（清算参加者からの預託金及び JCCH の自己資金）について生じ得ます。
- ・JCCH は、決済銀行を財務内容が健全な先に限定し、財務状況をモニタリングするとともに、信用リスクの低い銀行に資金を分散することにより決済銀行に起因する信用リスクを管理しています。

重要な考慮事項 3

資金決済システムや SSS は、担保やこれと同等の財務資源を用いて、各参加者に対するカレント・エクスポージャーと（存在する場合には）ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを高い信頼水準で十分にカバーすべきである（原則 5（担保）を参照）。時点ネット決済を採用している資金決済システムや SSS のうち、これら FMI が決済履行を保証せず、そのため参加者が支払・清算・決済の過程で生じる信用エクスポージャーに直面するケースでは、当該 FMI において最大の総信用エクスポージャーを生じさせるであろう 2 先の参加者とその関係法人について、少なくともそれらのエクスポージャーをカバーするだけの十分な財務資源を保持すべきである。

- ・JCCH は資金決済システム及び SSS（証券決済システム）としての機能を有していないので、該当しません。

重要な考慮事項 4

CCP は、証拠金などの事前拠出型の財務資源を用いて、各参加者に対するカレント・エクスポージャーとポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを、高い信頼水準でカバーすべきである（原則 5（担保）及び原則 6（証拠金）を参照）。加えて、より複雑なリスク特性を伴う清算業務に従事している CCP、または複数の法域においてシステム的に重要な CCP は、極端であるが現実に起こり得る市場環境において最大の総信用エクスポージャーをもたらす可能性がある 2 先の参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオを十分にカバーするだけの追加的な財務資源を保持すべきである。他のすべての CCP は、極端であるが現実に起こり得る市場環境において

³¹ 取引証拠金分別管理規程 17 条及び清算預託金分別管理規程 19 条

最大の総信用エクスポージャーをもたらす可能性がある参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオを十分にカバーするだけの追加的な財務資源を保持すべきである。すべての場合において、CCP は、保持する財務資源総額の十分性を裏付ける根拠を文書化し、その額に関する適切なガバナンスの取極めを設けるべきである。

清算参加者から生じる信用リスクとこれをカバーするための財務資源

・JCCH は、各清算参加者のカレント・エクスポージャー及びポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを取引証拠金により高い信頼水準でカバーするとともに、清算参加者の破綻を想定して算定した想定損失額を取引証拠金、決済不履行積立金及び清算預託金等の財務資源並びに指定商品市場開設者との間で締結している損失補償・保証契約によりカバーしています。

(1) 証拠金

- ・当初証拠金は、原則として、過去の価格変動の 99% をカバーする水準で設定しています。
- ・変動証拠金については、日々、取引終了時点の建玉を清算価格により値洗いし、値洗いにより生じた差金を、変動証拠金として、翌営業日に清算参加者との間で授受することにより、カレント・エクスポージャーをカバーしています。証拠金取引では、日々、取引終了時点の建玉について、清算価格による評価損益を算定し、この評価損に相当する金額を当初証拠金に加算した金額を証拠金必要額として、これを上回る預託額の維持を求めています。これによりカレント・エクスポージャーとポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーをカバーしています。
- ・JCCH は、取引証拠金の十分性を、バックテストにより日次で検証しています。

(2) 清算預託金

- ・JCCH が清算参加者の破綻に備えて保持すべき財務資源（以下「損失補填財務資源」といいます。）は、JCCH が最大のリスクを負っている清算参加者とその関連会社、及び財務的に脆弱な清算参加者の破綻をカバーするように算定しています。財務的に脆弱な清算参加者を含めることによる連鎖破綻リスクをカバーすることも勘案しています。
- ・JCCH は、以上により必要となる損失補填財務資源を、取引証拠金、清算預託金、決済不履行積立金等（必要に応じ保険等の他の財源も含まれます。）によりカバーしています。
- ・また、JCCH は、必要と認める場合には、臨時に清算預託金の追加預託（特別清算預託金の預託）を求めることができます。
- ・清算参加者の債務不履行による損失の補填に清算預託金が使用された場合には、清算参加者は、使用されたことにより生じた不足分を JCCH が定める期日までに復元しなければなりません。

充用有価証券の取扱いについて

- ・清算参加者は、取引証拠金及び清算預託金を、現金又は有価証券等のいずれかにより預託することができます
- ・JCCHは、必要と認めるときは、担保関連規則³²に基づき、①充用有価証券の掛目の引下げ、②特定の充用有価証券の受入れの制限、③その他必要と認める措置を行うことができます。

財務資源総額に関するガバナンスの取極め

- ・JCCHは、「信用リスク管理基本方針」に基づき、信用リスクのストレステストを日次で行い、財務資源の十分性を検証しています。なお、信用リスクのバックテストの実施を日次で行うよう、検討を行っています。(信用リスクのストレステストについては、本原則の重要な考慮事項5参照)
- ・日々のリスク計測にストレスシナリオによる計測を含んでおり、計測結果については「信用リスク管理基本方針」の下部規定である「JCCH 信用リスク管理業務運営要領」に基づき、担当課（リスク管理課）で計測・評価の上、社内報告（日次・月次・年次）を実施し、経営レベルでの監視と必要に応じた取締役会への報告体制を構築している。

重要な考慮事項5

CCPは、厳格なストレステストにより、極端であるが現実には起こり得る市場環境下での単独または複数の先の参加者破綻に際して利用可能な財務資源総額を決定し、その十分性を定期的に検証すべきである。CCPは、ストレステストの結果をCCPにおける適切な意思決定者に報告し、また、その結果を財務資源総額の適切性評価や金額の調整に活用するための明確な手続を備えるべきである。ストレステストは、標準的で事前に定められたパラメータや想定を用いて毎日実施すべきである。CCPは、現在及び変化する市場環境に照らした上でCCPの破綻回避に足る財務資源の水準を決定するに当たっての適切性を確認するため、少なくとも毎月、採用しているストレスシナリオやモデルと、基本となるパラメータや想定に対して包括的で綿密な分析を行うべきである。清算対象商品や清算業務を提供する市場が高いボラティリティを示したり市場流動性が低下した場合や、CCPの参加者が抱えているポジションの規模・集中度が著しく増大した場合には、こうしたストレステストの分析をより高頻度で実施すべきである。CCPのリスク管理モデルの妥当性の全面的な検証は、少なくとも年に1回行われるべきである。

ストレステスト

- ・JCCHは証拠金及び清算預託金等による損失補填財務資源が、潜在的な損失の補填に十

³² 充用有価証券に関する取扱要綱

分か否かを評価するために、少なくとも 1 日 1 回、信用リスクのストレステストを行っています。

- ・JCCH のストレステストは、「極端であるが現実に起こり得る市場環境」として一定のサンプル期間における過去最大の相場変動及び仮想シナリオに基づく変動を含んでいます。このストレステストにより、JCCH がストレス市場環境下でも、十分な損失補填財務資源を保有していることを確認しています。（詳細は本原則の重要な考慮事項 6 参照）

- ・ストレステストの結果は、日次で、常勤取締役及び関係部長に報告されます。損失補填財務資源の充足性に問題があると判断される場合には、臨時で清算預託金所要額を見直す等必要な対応を検討することとしています。信用リスク管理の状況は、必要に応じてリスク管理委員会、取締役会に報告されます。

見直しと有効性検証

- ・JCCH は、ストレステストの分析に関して、月次以上の頻度でパラメータの見直しを実施し、シナリオ、モデルの検証については、四半期毎に検証を行っています。いずれの検証も今後は頻度をより高める方向で検討をしています。市場変動率の増加や、参加者の状況に変化があった場合には、必要に応じてストレステストの見直しを行います。また信用リスク管理モデル全般の妥当性検証を年次で行い、必要に応じて取締役会に報告します。

重要な考慮事項 6

CCP は、ストレステストを行うに当たって、破綻参加者のポジションと当該ポジションの流動化期間中に生じ得る価格変動の両方について、適切なストレスシナリオを広範に想定することの効果を検討すべきである。こうしたストレスシナリオは、価格ボラティリティの過去最高値のうちストレスシナリオとして適切と判断されるものや、価格決定要因やイールドカーブなど他の市場要因の変化、様々な期間を想定して定義され得る複数先破綻、資金・資産市場において CCP の参加者破綻と同時に発生し得る市場の逼迫、極端であるが現実に起こり得る市場環境を様々な想定したフォワードルッキングな一連のストレスシナリオを含むべきである。

- ・JCCH がストレステストにおいて採用するシナリオは、極端であるが現実に起こり得る広範囲な価格変動シナリオ及びフォワード・ルッキングな仮想シナリオを含むものです。

- ・過去に起こったシナリオについては、サンプル期間における過去最大値を含む、極端であるが現実に起こり得る事象を想定しています。

- ・過去最大の変動のみならず、仮想シナリオを加えることにより、現在の相場環境では発生し得ないと考えられる変動から生じるリスクをも想定し、変動率の上昇に備えています。

- ・JCCH は各清算参加者についてストレステストによる信用エクスポージャーの計算を行

い、この中から JCCH に対して信用リスク額が最大となる清算参加者 1 社（連結ベース）と財務的に脆弱な清算参加者の債務不履行から生じる損失を合計し、想定損失額としています。

・最大のエクスポージャーを有する清算参加者がデフォルトした場合でも、損失補填ルールに沿って財務リソースを充当した結果、最大のエクスポージャーをカバーできています。

重要な考慮事項 7

FMI は、参加者の FMI に対するいかなる債務に関しても、単独または複合的な参加者破綻の結果として FMI が直面し得る信用損失について十分に対処する明確な規則・手続を設けるべきである。これらの規則・手続は、生じ得る未カバーの信用損失をどのように割り当てるのかについて扱うべきであり、流動性供給主体から借り入れる可能性がある資金の返済も含むべきである。こうした規則・手続では、FMI が安全かつ適切な方法で業務を継続できるよう、ストレスイベント下で FMI が実施する可能性がある財務資源の補填手続も示されるべきである。

信用損失の割当

・JCCH は、清算参加者の破綻に伴う財務資源の使用については、業務方法書³³で規定し、ウェブサイト上で公開しています。

・また、最終的に未補填な損失が残余した場合については、商先法の考え方にに基づき³⁴、業務方法書で当該損失については清算参加者の負担とする旨、明文化しています³⁵。

財務資源の回復

・清算参加者の債務不履行による損失の補填に清算預託金を使用した場合は、非破綻清算参加者は、業務方法書の定めに従い、JCCH が定める期日までに清算預託金の不足額を追加預託しなければなりません³⁶。

原則5 担保

FMI は、自らまたは参加者の信用エクスポージャーを管理するために担保を要求している場合、信用リスク・市場流動性リスク・マーケットリスクの低い担保を受け入れるべきで

³³ 業務方法書 72 条以下

³⁴ 商先法 178 条

³⁵ 業務方法書 72 条 7 項

³⁶ 業務方法書 63 条

ある。FMI は、保守的な掛目と担保資産の集中に関する上限を適切に設定し、実施すべきである。

重要な考慮事項 1

FMI は、一般的に、担保として（通常）受け入れる資産を、信用リスク・市場流動性リスク・マーケットリスクの低い担保に限定するべきである。

適格担保

・JCCH では、業務方法書³⁷において定める種類の資産を証拠金として受け入れています。具体的には、以下の通りです。

－現金（円貨、米ドル）

－充用有価証券（国債、地方債、株式、社債、倉荷証券等）

・受け入れ可能な国債は、日本国債に限定しています。

・株式・社債は、国内の金融商品取引所に上場されているもので JCCH が定める基準に適合したもののみが受け入れ可能です。

・JCCH は、清算参加者から担保の差し入れを受ける際に、適格担保であるか否かを確認します。JCCH の清算システムの担保管理機能は、預託される担保を登録する際に適格担保であることをチェックするほか、すでに預託されている担保が不適格となった場合にも、自動的に検出するため、清算参加者は、適格担保に該当しない担保を預託することはできません。

Wrong-Way リスク

・JCCH は、清算参加者が自己の銘柄（清算参加者の持株会社の株式等であって当該清算参加者の経営が当該株価に著しく影響を与える銘柄を含みます。）を自己の担保として預託することを認めていません³⁸。これにより Wrong-Way リスクは回避されています。

重要な考慮事項 2

FMI は、担保価値の慎重な評価手法を確立した上で担保掛目の設定を行うべきである。担保掛目は、定期的に検証され、かつストレス時の市場環境を考慮したものでなければならない。

³⁷ 業務方法書 60 条、取引証拠金等に関する規則

³⁸ 充用有価証券に関する取扱要綱 1. (注) ④、10.

評価手法

- ・JCCH は、国内金融商品取引所に上場されている株式等の充用有価証券については、当該国内金融商品取引所等から入手した時価に基づき、月次で担保の評価替えを行うとともに、日次において時価が当該評価額を下回ったときに臨時の評価替えを行っています。
- ・日本国債は、額面価格を時価とし、JCCH が保守的に定めた掛目を乗じて評価額を計算しています。

掛目設定・掛目の見直し

- ・有価証券等は、商先法に定められた充用価格の上限額を上回らないように、JCCH の担保関連規則³⁹において掛目等を定めています。
- ・月一回見直しを行う充用価格の掛目については、充用銘柄ごとに設定（国債で額面の 75%～85%、株式や投資信託等で時価の 50%～70%）しています。
- ・毎日見直しを行う外貨（米国ドル）の掛目については、三菱 UFJ 銀行が毎日公表する米国ドルの円貨への換算相場（TTB）の 97%としており、2011 年 6 月 21 日に当該掛目を変更（90%を 97%に変更）して以降、日々この値を下回る資産価値の下落が常態化していないことを確認しています。
- ・なお、充用価格の算出頻度は規定上、月 1 回とはなっているものの、金融商品取引所等から市場価格を日々入手し、充用価格を下回っていないか日々チェックを実施しており、市場価格が充用価格を下回る銘柄があった場合には、その日を評価変更日として新たな充用価格を設定することから、実質的に日々評価替えを行っていることと同じ効果をもっているものと考えられます。

重要な考慮事項 3

FMI は、担保をプロシクリカルに調整する必要性を抑制するため、ストレス下の市場環境期を含めて掛目を算出し、実行可能な範囲でできる限り慎重に、安定的・保守的な掛目を設定すべきである。

- ・JCCH の掛目は、ストレス下の市場環境を含む極端な価格変動をカバーするように、保守的・安定的なものとして設定されていることから、プロシクリカル（景気循環に応じて）に調整する必要性は限定的であると考えています。（掛目の設定と見直しについては、本原則の重要な考慮事項 2 参照）

³⁹ 充用有価証券に関する取扱要綱

重要な考慮事項 4

FMI は、担保として特定の資産を集中的に保有することを避けるべきである。こうした集中保有は、損失が著しく拡大するような価格変動を伴うことなく迅速に資産を流動化できる能力を大きく損なわせるであろう。

集中限度額

・特定の銘柄に担保が集中すると、担保全体の価値が当該銘柄の価格変動の影響を過度に受けることがあります。JCCH はこれを防止するために、流動性の低い株式について預託株式数に上限を設定しており、また、JCCH が必要と認めるときは、流動性の高い株式でも預託数量の制限・変更をすることができます⁴⁰。

重要な考慮事項 5

クロスボーダー担保を受け入れる FMI は、その利用に伴うリスクを軽減し、担保処分を適時に行えるようにしなければならない。

- ・JCCH がクロスボーダー担保として受け入れ可能な担保は、米ドルのみです。米ドルは流動性が極めて高く、担保処分を適時に行うことができます。
- ・JCCH は、米ドルを本邦の銀行預金の形態で管理しており、適時に指図及び処分を行うことが出来る体制を構築しております。

重要な考慮事項 6

FMI は、適切に設計され運用上の柔軟性を有した担保管理システムを用いるべきである。

担保管理システムの主要機能

- ・JCCH は、清算システムの担保管理機能を利用して、リアルタイムで各種担保の残高管理及び差入・返戻処理を行っています。最新の時価データ及び掛目等に基づいて充用有価証券の評価を行い、担保価値を継続的にモニタリングしています。
- ・清算参加者は、JCCH の清算システムにアクセスすることにより、担保の預託及び返戻の申告を行い、リアルタイムで実行後の残高を確認することができます。
- ・JCCH は、国債の振替について充用有価証券の保管等業務を委託している民間の証券会社を通じて処理しておりますが、国債の振替指図等を、証券会社のシステムから日銀ネットへのデータ送信にて行っているため、市場ストレス発生時においても円滑な業務処理が

⁴⁰ 充用有価証券に関する取扱要綱 9.

行えます。

原則6 証拠金

CCP は、リスク量に基づいて運営され、定期的に見直しされている、実効性が確保された証拠金制度を通じて、すべての清算対象商品について参加者に対する信用エクスポージャーをカバーすべきである。

重要な考慮事項 1

CCP は、各清算対象商品、それら商品のポートフォリオ、及び清算対象商品の市場について、これらのリスクと固有の特徴に見合った証拠金水準を算出する証拠金制度を備えるべきである。

証拠金制度

- ・JCCH は、商品特性等に応じて証拠金所要額を算出しています。

証拠金の計算方法

- ・JCCH は、当初証拠金の計算方法として、上場商品については CME の提供する SPAN® に基づく当初証拠金モデルを採用しており、一計算区域内における前営業日対比の価格変動について、過去一定期間のデータを参照し、原則として、当該期間における価格変動の 99% をカバー可能となる値を用いています。
- ・証拠金の計算方法及びパラメータや基準額の算定方法の詳細については、JCCH のウェブサイトにおいて公開されています。
- ・証拠金モデルのカバレッジの分析については、設定したパラメータについて日々価格変動に対するカバレッジの確認を行い、閾値を超えた変動が生じた場合はパラメータの臨時変更を適宜実施しています。

証拠金の預託・返戻

- ・変動証拠金については、日次での変動証拠金（値洗いと場勘定）の授受を実施していません。

重要な考慮事項 2

CCP は、証拠金制度のため、最新の価格データが得られる信頼できる情報源を持つべきである。また、価格データを容易に入手できない状況や価格データが信頼できない状況に対処するための手続や適切な価格評価モデルを備えておくべきである。

価格情報源

・JCCH が証拠金設定のために入手する価格情報は、JCCH が清算業務を提供する指定市場開設者から直接入手しています。当該価格情報は、約定価格又は最終の気配値や理論価格による市場実勢価格に基づいています。

重要な考慮事項 3

CCP は、リスク計測手法に基づいて証拠金所要額を算定する当初証拠金モデルとそのパラメータを採用すべきである。当初証拠金所要額は、最後に証拠金を徴求した時点から参加者破綻を受けてクローズアウトするまでの間の参加者に対するポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを十分にカバーすることが求められる。当初証拠金は、少なくとも推計された将来エクスポージャーの分布の片側信頼水準 99% をカバーすべきである。ポートフォリオベースで証拠金を算出している CCP に対しては、この基準は各ポートフォリオの将来エクスポージャーの分布について適用される。サブポートフォリオ毎や商品毎のように、より細かいカテゴリーで証拠金を算出している CCP に対しては、各々のカテゴリーの将来エクスポージャーの分布について同基準が満たされなければならない。当初証拠金モデルは、(a) 特定の清算対象商品を実質的にヘッジする、またはクローズアウトするための期間を（ストレス時の市場環境を含めて）保守的に見積もるべきであり、(b) その商品に関連するリスクファクターや商品間をまたいで存在するポートフォリオ効果を明示した信用エクスポージャーの適切な計測方法を備えているべきであり、(c) 実行可能な範囲でできる限り慎重に、不安定化をもたらすプロシクリカルな制度変更の必要性を限定すべきである。

当初証拠金モデル、クローズアウト期間とサンプル期間

・証拠金基準額（プライス・スキャンレンジ）は、価格変動幅を用いて算定しており、証拠金パラメータは、原則として、信頼性水準 99%、クローズアウト期間 1 日、サンプル期間 24 週で算定しています。

・証拠金基準額は、商品種類毎に算定されますが、証拠金所要額は、SPAN®を用いて商品間・限月間の相殺効果を考慮してポートフォリオ単位で計算されます。SPAN®は、ポートフォリオから生じる最大の損失額を当初証拠金所要額とする算定ロジックを採用していません。

重要な考慮事項 4

CCP は、少なくとも日次で参加者のポジションを値洗いし、変動証拠金を徴求し、カレント・エクスポージャーの累積を抑制すべきである。参加者に対しては、日中に証拠金を追加徴求する権限を持ち、またこれを実際に遂行する業務能力を予定型・臨時型のいずれの方法においても持つべきである。

・JCCH は変動証拠金によりカレント・エクスポージャーをカバーしています。それぞれの市場において少なくとも 1 日に 1 回、各清算参加者が保有する建玉について、当日の清算価格により値洗いを行い、前日の清算価格若しくは当日の約定価格との価格差から生じる値洗差金もしくは約定差金を変動証拠金として翌営業日に各清算参加者との間で授受しています。

・また、JCCH は、必要に応じて、日中に緊急証拠金の預託の請求が可能なシステム上の機能を具備しています。

重要な考慮事項 5

証拠金所要額の算出に際し、ある商品のリスクが他の商品のリスクと有意かつ信頼できるほど安定して相関している場合には、当該 CCP が清算する商品間や、他の CCP が清算する商品との間で、証拠金所要額の相殺や減額を認めてもよい。2 先以上の CCP 間でクロス・マーゲインが承認されている場合には、これら CCP は適切な安全策を講じなければならない。また、リスク管理制度全般の調和が整えられていなければならない。

ポートフォリオ単位での証拠金

・ポートフォリオ単位での証拠金管理については、「SPAN パラメータ取扱要領」に基づき、同一商品の異なる限月間の相殺を可能とするスパンパラメータ（商品内スプレッド割増額）や異なる商品間で相殺を可能とするパラメータ（商品間スプレッド割引）を規定し、運用しています。

CCP 間クロス・マーゲイン

・CCP 間での証拠金相殺は現在、実施していません。

計算方法の頑健性

・日次で証拠金所要額の十分性を検証するためのバックテストを実施しています。これにより、各種パラメータを適用して計算された証拠金所要額が、実際の市場価格の変動によ

って発生した損益を十分カバーしていることを検証しています。

- ・クローズアウト（破綻時の建玉処分）の所要時間は、指定市場開設者の規程や過去の破綻事例を踏まえ、破綻日の翌営業日での処理を想定し、パラメータを設定しています。
- ・日々のエクスポージャー計測においてストレスをかけたパラメータに基づくリスク計測を行い、証拠金のカバレッジの水準を把握しています。

重要な考慮事項 6

CCP は、日次で厳格なバックテストを行い、また、少なくとも月 1 回、必要に応じてより頻繁に感応度分析を実施することによって、証拠金モデルの実績や証拠金全体でのカバレッジを分析・モニターすべきである。CCP は、すべての清算対象商品について証拠金モデルの理論的特性及び実際の特性を定期的に評価すべきである。CCP は、証拠金モデルのカバレッジの感応度分析を実施する際、対応する市場が経験した最も変動の大きい期間や、価格相関が極端に変動した事例を含めて、生じ得る市場環境を様々に反映した広範なパラメータや想定を考慮すべきである。

バックテスト

- ・リスク管理課は、日次でバックテストを行い、証拠金所要額が実際の建玉及び相場変動から生じた損失をカバーしていることを確認しています。また、検証結果を、代表取締役まで報告しています。
- ・リスク管理課は、JCCH が抱えるリスクに関するバックテストの結果を月次で取りまとめ、証拠金算定方法・パラメータの適切性を検証し、必要な場合にはリスク管理委員会に報告します。リスク管理委員会は、必要に応じて対応策を協議することとしています。

重要な考慮事項 7

CCP は、証拠金制度の評価や妥当性の検証を定期的に行うべきである。

- ・JCCH は、月次で証拠金制度の妥当性の検証及び分析を行い、その結果を、リスク管理委員会に報告します。
- ・証拠金制度の定期的な評価／検証の実施については、他モデルによるパラメータの試算を行いつつ、数カ月単位で現行モデルの検証、見直しを行っています。
- ・証拠金制度の改正やパラメータの変更についてはその改廃権限・手続きを定めており、規定についてもウェブサイト上で公開しています⁴¹。

⁴¹ 取引証拠金等に関する規則、JCCH のウェブサイト「SPAN パラメータの取扱について」ほか

原則7 資金流動性リスク

FMI は、資金流動性リスクを実効性をもって計測・モニター・管理すべきである。FMI は、極端であるが現実に関与し得る市場環境において最大の総流動性債務をもたらす可能性のある参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオについて、同日中または必要に応じて日中・複数日の支払債務を高い信頼水準をもって決済できるだけの十分な流動性資源をすべての関連通貨について保持すべきである。

重要な考慮事項 1

FMI は、参加者や、決済銀行・ノストロエージェント・カストディ銀行・流動性供給主主体などの主体に起因する資金流動性リスクを管理するための強固な枠組みを有するべきである。

資金流動性資源

・JCCH は、JCCH が指定する複数の決済銀行との間で緊急融資枠を設定し、当日の資金決済リスクを回避できる水準の資金流動性供給ファシリティを確保しています。これに加え、JCCH 自身においても万が一に備え、複数の商業銀行において流動性資源としての預金を確保しています。

・また、清算参加者に係る流動性資源としては、取引証拠金、清算預託金その他の預り金として現金及び有価証券を確保しています。

流動性供給主体

・JCCH の主な資金流動性供給主体は、複数の決済銀行です。これらの決済銀行に係る信用力を確保するため、JCCH では当該決済銀行に係る外部格付を定期的にモニタリングしています。なお、これらの決済銀行に対しては、一定の外部格付以上であることを求めており、流動性供給主体として強固な枠組みの一角を担っています。また、これに加え、決済銀行の財務健全性について、各決済銀行のディスクロージャー資料を定期的に把握し、モニタリングしています。

重要な考慮事項 2

FMI は、日中流動性の使用を含め、決済および資金調達フローを継続的かつ適示のタイミングで特定・計測・モニターするために実効性のある運用方法や分析手段を備えるべきである。

- ・ JCCH は、日中に清算参加者が破綻することを想定し、決済銀行との間で当日の資金決済リスクを回避できる水準の資金流動性を確保しています。
- ・ また、JCCH では清算参加者の破綻時を除き、当日の資金決済リスクを回避するために資金流動性ファシリティを利用する必要がない体制を予め整備しています。なお、日中流動性（日中の支払債務を決済するために充当することができる流動性資源）の使用の可能性については、毎営業日、決済の状況をモニタリングすることにより、厳格な運用を行っています。
- ・ 清算参加者の破綻等を想定した資金調達額については、毎営業日、モニタリングを行っております。
- ・ また、これに加え、清算参加者の財務内容が悪化傾向にある場合には、清算参加者の資金繰りに関する情報を入手し、分析・検討を行うとともに、問題があれば必要な対応を行うこととしています。
- ・ あわせて、清算参加者の決済履行状況のモニタリングも日々行う体制を整えています。

重要な考慮事項 3

資金決済システムまたは SSS は、時点ネット決済を採用しているものを含め、極端であるが現実に起こり得る市場環境において最大の総支払債務をもたらす可能性のある参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオについて、同日中 (sameday)、必要に応じて日中 (intraday) や複数日に亘る (multiday) 支払債務を高い信頼水準をもって決済できるだけの十分な流動性資源をすべての関連通貨について保持すべきである。

- ・ JCCH は、資金決済システム又は SSS（証券決済システム）としての機能を有していません。

重要な考慮事項 4

CCP は、極端であるが現実に起こり得る市場環境において最大の総支払債務をもたらす可能性のある参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオについて、証券決済関連の支払や所要変動証拠金の返戻、他の支払債務を高い信頼水準をもって予定の時刻どおりに決済できるだけの十分な流動性資源をすべての関連通貨について保持すべきである。加えて、より複雑なリスク特性を伴う清算業務に従事している CCP、または複数の法域においてシステムックに重要な CCP では、極端であるが現実に起こり得る市場環境において最大の総支払債務をもたらす可能性のある 2 先の

参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオをカバーするだけの十分な流動性資源を保持することを検討すべきである。

・JCCH は、JCCH が指定する複数の決済銀行からの当日の資金決済リスクを回避できる水準の資金流動性供給ファシリティを確保しています。

・JCCH の清算業務における決済通貨は全て日本円であるため、資金流動性供給ファシリティは日本円で確保しています。

・JCCH が複数の法域におけるシステムに重要な CCP に該当しないという前提の下、最大の支払債務をもたらす可能性のある清算参加者（ランファルシー）がデフォルトした場合でも、損失補填ルールに沿って財務資源を充当した結果、当該最大のエクスポージャーをカバーできていると考えています。

・また、このエクスポージャーの算出に当たっては、極端ではあるが現実には起こり得る市場環境を想定しています。具体的には、複数の参加者が同時にデフォルトする可能性があるストレスシナリオとして、最大のエクスポージャーを有する 1 先（ランファルシー）と財務的に脆弱な参加者 2 先が同時に破綻するシナリオを採用し、エクスポージャーの算出を行い、これらが資金流動性供給ファシリティ等でカバーできていることを確認しています。

重要な考慮事項 5

各々の通貨別に流動性資源の最低要件を満たすための FMI の適格流動性資源は、当該通貨を発行する中央銀行や信用力の高い商業銀行に有する現金、コミットされた貸出枠、コミットされた為替スワップ、コミットされたレポ、および保管・投資勘定に保有されている市場性の高い（資金調達のための裏付け資産となる）担保資産である。この担保資産は、極端ではあるが現実には起こり得る市場環境においても、事前に取り極められた信頼性が高い資金調達手段によって直ちに利用でき、現金に転換できるものでなければならない。FMI が通常業務の一環として当該通貨を発行している中央銀行の与信へアクセスしている場合、当該アクセスを中央銀行与信の適格担保、（または中央銀行との間で他の適切な形態の取引を実行するための適格担保）を保有している範囲において、最低要件を満たす一部に含めることができる。こうした流動性資源はすべて、必要となった際に利用できるものでなければならない。

・JCCH の適格流動性資源は、一定の外部格付けを有する信用力の高い決済銀行に有する預金、複数の決済銀行との間で設定した緊急融資枠及び保管・投資勘定に計上している市場性の高い担保資産で構成されています。

・これらの担保資産のうち、現金又は緊急融資枠については、極端ではあるが現実的に起

こり得る市場環境においても、返金又は融資を受けることにより、利用又は資金調達が可能となっています。

- ・なお、JCCH は中央銀行への与信アクセスをしておりません。

重要な考慮事項 6

FMI は、上記の最低要件としての適格流動性資源を補うものとして、他の形態の流動性資源を備えている場合がある。これらは、信頼できるかたちで事前にとり極めを交わしておくことができない、あるいは、極端な市場環境においては履行が保証され得ないものであるかもしれない。その場合であっても、これらの流動性資源は、売却可能性が高い資産として備えられたもの、またはアドホックな貸出や為替スワップ、レポの担保として認められたものでなければならない。たとえ FMI が通常業務の一環として中央銀行の与信にアクセスしていない場合でも、当該中央銀行によって一般的に受け入れられている担保資産はストレス環境下で市場流動性が高まる可能性があるため、FMI はどのような資産が中央銀行に担保として受け入れられているかを考慮しておくべきである。FMI は、緊急時の中央銀行与信の利用可能性を流動性調達計画の一部として想定すべきでない。

- ・JCCH は、適格流動性資源により必要額の調達が可能です。JCCH は中央銀行との間においては、直接的な関係を持っておりませんが、決済銀行 3 行との間でそれぞれ 150 億円の緊急融資可能な契約を締結しておりますので、3 行から十分な与信を得ていると考えます。
- ・また、必要に応じて自己資金を補足的な流動性資源として利用可能です。

重要な考慮事項 7

FMI は、最低要件としての適格流動性資源の供給主体各々について、当該 FMI の参加者であるか外部の主体であるかを問わず、流動性供給主体が自らに関わる資金流動性リスクを把握し管理するための十分な情報を得ていること、コミットされた流動性供給の取極めに基づき FMI の求めに応じて流動性を供給できる能力を有していることを、厳格なデューデリジェンスを通じて十分に確認しておくべきである。特定の通貨について、流動性供給主体の実行の信頼性を評価する場合には、流動性供給主体が当該通貨を発行する中央銀行の与信にアクセスできる可能性が考慮されるべきである。FMI は、流動性供給主体にある流動性資源にアクセスする手続を定期的にテストするべきである。

- ・JCCH は、適格流動性資源の供給主体である決済銀行について、一定の外部格付を有することを確認しています。また、これに加え、決済銀行のディスクロージャー資料を定期的に把握し、モニタリングを行うことにより、決済銀行との間で締結した緊急融資枠が

JCCH の求めに応じて、流動性を供給できる能力を有することを確認しています。

・なお、決済銀行は全て銀行法に基づき銀行免許を取得し、金融庁の監督下にあり、かつ日銀の資金提供オペを利用できます。

・また、清算参加者から預託を受けた取引証拠金及び清算預託金は、取引証拠金分別管理規程、清算預託金分別管理規程に基づき、一定の外部格付を有する金融機関に預託しております。これに加え、保管・投資勘定に計上しているものが市場性の高い担保資産で構成されていることを確認しております。

・JCCH は、適格流動性資源にアクセスする手続き等に係る破綻処理訓練を指定市場開設者と共同で定期的実施することによりテストを行っています。

重要な考慮事項 8

中央銀行の口座や資金決済サービス、証券決済サービスにアクセスできる FMI は、それが実務に適していれば、資金流動性リスク管理を強化するためにこうしたサービスを利用すべきである。

・JCCH は中央銀行の口座及び証券決済サービスにアクセスしておりませんが、資金決済サービスとして決済銀行に開設した口座を日々の資金決済に利用しております。

重要な考慮事項 9

FMI は、厳格なストレステストを通じて流動性資源額を決定し、定期的にその十分性を検証すべきである。ストレステストの結果を FMI における適切な意思決定者に報告し、また、その結果を資金流動性リスク管理制度の適切さの評価や、その調整に活用するための明解な手続を備えるべきである。FMI は、ストレステストを行うに当たって、適切なストレスシナリオを広範に検討すべきである。こうしたストレスシナリオは、価格ボラティリティの過去最高値のうちストレスシナリオとして適切と判断されるものや、価格決定要因やワールドカーブなど他の市場要因の変化、様々な期間を想定して定義され得る複数先破綻、資金・資産市場において FMI の参加者破綻と同時に発生し得る市場の逼迫、極端であるが現実に起こり得る市場環境を様々な想定したフォワードルッキングな一連のストレスシナリオを含むべきである。また、ストレスシナリオは FMI の制度設計や運用を考慮すべきであり、重大な資金流動性リスクを FMI にもたらす可能性のあるすべての主体（例えば、決済銀行、ノストロエージェント、カストディ銀行、流動性供給主体、リンク先の FMI）を含むべきであり、それが適切であれば複数日の期間をカバーすべきである。すべてのケースで、FMI は、保持する全流動性資源の総額と形態を裏付ける根拠を文書化し、その額や形態に関する適切なガバナンスの取極めを設けるべきである。

ヒストリカルシナリオ

・JCCH では、過去の一定期間の価格変動（ヒストリカルデータ）を基に算出したパラメータ（ヒストリカルシナリオ）を使用して、算出時点の未決済約定を基に清算参加者毎に 1 日 1 回のインターバルでエクスポージャーを算出しています。なお、パラメータは商品特性を考慮する必要があるため、商品単位で算出しています。

・さらに、JCCH では、このヒストリカルシナリオに基づき算出したエクスポージャーを使用して、複数の清算参加者が同時にデフォルトしたとの仮定の下、資金流動性リスクの計測を行っています。そして、計測された資金流動性リスクが適格流動性資源の範囲内に収まっていることを日次で確認するとともに、月次で詳細な分析を実施しています。

・このヒストリカルシナリオそのものの見直しは、少なくとも年に 1 回のインターバルで行っています。

ストレスシナリオ

・JCCH では、過去の一定期間の価格変動（ヒストリカルデータ）に更なる負荷をかけることにより算出したパラメータ（フォワードルッキングな仮想シナリオ）を使用して、算出時点の未決済約定を基に清算参加者毎に 1 日 1 回のインターバルでエクスポージャーを算出しております。なお、パラメータは商品特性を考慮する必要があるため、商品単位で算出しております。

・さらに、このフォワードルッキングな仮想シナリオに基づき算出したエクスポージャーを使用して、複数の清算参加者が同時にデフォルトしたとの仮定の下、資金流動性リスクの計測を行っております。そして、計測された資金流動性リスクが適格流動性資源の範囲内に収まっていることを日次で確認するとともに、月次で詳細な分析を実施しております。

・このストレスシナリオそのものの見直しは、少なくとも年に 1 回のインターバルで行っております。

資金流動性ファシリティの検証

・JCCH では、資金流動性ファシリティの重要な担い手である決済銀行については、一定の外部格付を有することを確認するとともに、決済銀行のディスクロージャー資料を定期的に把握することにより、資金流動性ファシリティが潜在的な（ストレスシナリオ下の）資金流動性必要額に対して十分であることを確認しています。

・また、清算参加者から預託を受けた取引証拠金又は清算預託金は、取引証拠金分別管理規程、清算預託金分別管理規程に基づき、一定の外部格付を有する金融機関に預託しております。これに加え、当該金融機関のディスクロージャー資料を定期的に把握し、モニタリングを行うことにより、保管・投資勘定に計上しているものが市場性の高い担保資産で構成されていることを確認しています。

重要な考慮事項 10

FMI は、個別または複合的な参加者破綻に際しても、同日中、必要に応じて日中や複数日に亘る支払債務を予定の時刻どおりに決済するための明確な規則・手続を設けるべきである。これらの規則・手続は、予期せぬ流動性不足の事態に対処しているべきであり、支払債務の同日中の決済を巻戻したり、取り消したり、遅延させることの回避を目的とするべきである。これらの規則・手続においては、FMI が安全かつ適切な方法で業務を継続できるよう、ストレスイベント時において実施する可能性のある流動性資源の補填手続も開示されるべきである。

- ・業務方法書に決済期限の変更や決済の繰延べに関する包括的な規定⁴²を定めております。
- ・また、システム障害時等における決済時限の繰延べに関する規定⁴³や、天災地変等の場合の非常措置に関する規定⁴⁴も定めております。
- ・そして、これらを踏まえ、支払債務を予定の時刻どおりに資金決済するため、これらに加え、債務不履行時における流動性不足に対処するためのマニュアルを作成し、それに従って運用するとともに、適格流動性資源にアクセスする手続き等に係る破綻処理訓練を指定市場開設者と共同で定期的実施しています。

⁴² 業務方法書 53 条 3 項

⁴³ 業務方法書 77 条

⁴⁴ 業務方法書 78 条

決済

原則8 決済のファイナリティ

FMI は、最低限、決済日中に、ファイナルな決済を明確かつ確実に提供すべきである。FMI は、必要または望ましい場合には、ファイナルな決済を日中随時または即時に提供すべきである。

重要な考慮事項 1

FMI の規則・手続は、決済がいつの時点でファイナルとなるのかを明確に定義すべきである。

決済のファイナリティの時点

・決済は、清算参加者の口座から必要な資金が JCCH 口座に振り替えられた時点、又は JCCH 口座から必要な資金が清算参加者の口座に振り替えられた時点をもってファイナルとなります。

決済に係る債務の履行の認識

- ・業務方法書 53 条 2 項において取引日（計算区域）の翌日正午を決済時限と規定していません。
- ・決済銀行との契約において、当該決済時限までの口座振替処理等について具体的に明記しています。
- ・決済銀行との間において日常的に処理状況を確認しています。

ファイナリティの法的確実性

- ・JCCH が行う決済については、口座振替後の取消しを認めない取扱いとなっています⁴⁵。

重要な考慮事項 2

FMI は、決済リスクを軽減するため、決済日中に、（より望ましくは）日中随時または即時に、ファイナルな決済を完了すべきである。LVPS または SSS は、即時グロス決済 (RTGS) または 1 日複数回のバッチ処理の導入を検討すべきである。

- ・JCCH の行う決済は、決済時限を明確にし、かつ決済銀行との契約において当該決済時

⁴⁵ 業務方法書運用要綱 19 条の 2

限までの口座振替処理等について具体的に明記することで、決済日中におけるファイナルな決済が完了するよう設計されています。

- ・ファイナルな決済が予定される決済日を超えて繰り延べられた事例はありません。
- ・決済は、日中リアルタイムで行われ、清算参加者は、ファイナルな決済の履行状況について JCCH の清算システムを通じて随時確認することが可能です。

重要な考慮事項 3

FMI は、決済未了の支払・振替指図・その他の債務を参加者がいつの時点以降に取り消すことができなくなるのかについて明確に定義すべきである。

- ・JCCH の行う決済は円貨のみであり、即日完了することから、支払や決済指図等が取消不能になる時期について明記していません。

原則9 資金決済

FMI は、実務に適しかつ利用可能である場合には、中央銀行マネーで資金決済を行うべきである。FMI が中央銀行マネーを利用していない場合には、商業銀行マネーの利用から生じる信用リスクと資金流動性リスクを最小化するとともに、厳格にコントロールすべきである。

重要な考慮事項 1

FMI は、信用リスクと資金流動性リスクを回避するため、実務に適しかつ利用可能である場合には、中央銀行マネーで資金決済を行うべきである。

- ・JCCH が決済に使用する通貨は日本円のみとなっています。
- ・JCCH は、清算参加者の構成が多様なため、自ら指定する商業銀行（3行4支店）の口座を日々の資金決済に利用しています。
- ・JCCH は、自ら指定する商業銀行（3行）に資金決済のための口座を有し、各清算参加者と JCCH の間の資金決済は、清算参加者が選択した同一銀行間で実施しています。

重要な考慮事項 2

中央銀行マネーが利用されない場合には、FMI は、信用リスクと資金流動性リスクが殆どまたは全くない決済資産を利用して、資金決済を行うべきである。

- ・JCCH における決済銀行は、JCCH が定める一定の基準を満たした銀行のみとなっています。
- ・JCCH が承認する決済銀行は、日本国においてプレゼンスがあり、かつ、十分な資本力を有した信用度の高い銀行で、全て金融庁による監督及び日本銀行による審査・モニタリング等の対象となっています。

重要な考慮事項 3

商業銀行マネーで決済を行う場合、FMI は、決済を行う商業銀行から生じる信用リスクと資金流動性リスクをモニタリング・管理・制限すべきである。特に FMI は、とりわけ規制・監督体制、信用力、自己資本、資金流動性へのアクセスおよび事務処理上の信頼性を考慮した決済銀行に対する厳格な判断基準を設定し、その遵守状況をモニタリングすべきである。また、FMI は、決済を行う商業銀行に信用・資金流動性エクスポージャーが集中することについてもモニタリング・管理すべきである。

- ・JCCH は、商業銀行マネーの利用に伴う信用リスクを可能な限り排除するため、上記考慮事項 2 に記載のとおり、一定の基準に基づき、十分な資本力を有した信用力の高い商業銀行のみを決済銀行として指定しています。
- ・決済銀行の信用力について、毎年度、取締役会において厳格な基準（格付専門会社による一定以上の格付けを基準として適用：ムーディーズ ジャパン(株)A3 以上から選定し、Baa1 以下になった場合は速やかに別の金融機関への預け替え等を行う）を設け、適宜モニタリングを実施しています。
- ・なお、決済銀行の格付けの変化等により JCCH が定める基準を下回ることとなったときは、他の銀行に預金等に移すこととしており潜在的な損失等を回避しています。
- ・運行面の信頼性について、JCCH 口座と清算参加者口座との間の日々の資金移動に係る指図と当該処理結果の報告等の実務に関して決済銀行との契約書に定めており、JCCH は日常的に処理状況をモニタリングしています。
- ・商業銀行のうち 3 行 4 支店を選定することによって、決済銀行の破綻により資金の決済が予定通り行われない決済リスクを分散しています。
- ・JCCH が資金決済のために決済銀行に開設する口座は、日本国の預金保険制度の下で全額が保護される決済性預金の口座であるため、決済銀行に係る信用リスクは極めて限定的です。

重要な考慮事項 4

FMI が自らの帳簿上で資金決済を行う場合は、信用・資金流動性リスクを最小化するとともに、厳格にコントロールすべきである。

・JCCH は決済銀行を通じて全ての資金決済を行っており、自らの帳簿上での資金決済は存在しません。

重要な考慮事項 5

FMI とその参加者が信用・資金流動性リスクを管理できるようにするため、FMI と決済銀行の法的な合意では、個々の決済銀行の帳簿上で振替が行われることになる時点、振替実行時に振替がファイナルとなること、受取資金が振替日当日の少なくとも終了時まで（理想的には日中）のできるだけ早くに振替可能とすべきであることを明確に規定するべきである。

・決済銀行との契約において、決済時限（取引日の翌営業日正午）までの口座振替処理等について具体的に明記しており、資金が清算参加者口座から JCCH 口座に振り替えた時点又は JCCH 口座から清算参加者口座に振り替えた時点をもってファイナルとしています。

・また、決済銀行との契約において、JCCH と清算参加者の間の取引の決済については、決済日として指定した日の正午までに行うよう義務付けております。

原則10 現物の受渡し

清算機関は、金融商品やコモディティの現物の受渡しに関する債務を明確に規定すべきであり、そうした現物の受渡しに関連するリスクを特定・モニタリング・管理すべきである。

重要な考慮事項 1

FMI の規則は、金融商品やコモディティの現物の受渡しに関する債務を明確に規定すべきである。

・現物先物取引における受渡しに係る決済は、指定市場開設者が定めるところにより受方

会員等と渡方会員等の間で受渡しが行われたこと等をもって、JCCH と清算参加者との間においてその決済が行われたものとします⁴⁶。

重要な考慮事項 2

FMI は、金融商品やコモディティの現物の保管・受渡しに関連するリスクとコストを特定・モニタリング・管理すべきである。

- ・JCCH は現物の受渡しに関する業務を指定市場開設者に委託しており、その過程に直接関与しません。これにより、現物の受渡しに関連するリスクを軽減しています。
- ・JCCH は、随時、指定市場開設者に委託した上記の業務の処理の状況等を報告させ、モニタリングしています。
- ・債務の引受けにより JCCH が負担する受渡債務に関しては、主務大臣の認可を受けた業務方法書及び業務方法書運用要綱において、受渡決済及び受渡玉に係る決済不履行時の損失計算等の破綻処理について明示しています。

⁴⁶ 業務方法書 54 条 1 項

証券集中振替機関と価値交換型決済システム

原則11 証券集中振替機関

証券集中振替機関は、証券の完全性（integrity）の確保に資する適切な規則と手続を設けるとともに、証券の管理と移転に関連するリスクを最小化し、管理すべきである。証券集中振替機関は、帳簿上の記載による証券決済（振替決済）のために、不動化または無券面化された形式で証券を保持すべきである。

・JCCH は該当しません。

原則12 価値交換型決済システム

FMI は、2 つの結び付いた債務の決済を伴う取引（例えば、証券取引や外国為替取引）を決済する場合、一方の債務のファイナルな決済を他方の債務のファイナルな決済の条件とすることにより、元本リスクを除去すべきである。

重要な考慮事項 1

価値交換型決済システムである FMI は、一方の債務のファイナルな決済が、それと結び付けられた債務のファイナルな決済が行われる場合にのみ実行されることを確保することにより、元本リスクを除去すべきである。その場合、FMI の決済がグロスベース（取引ごと）かネットベースか、決済がファイナルとなるのがいつかは問わない。

・JCCH には該当しないものと考えています。

破綻時処理

原則13 参加者破綻時処理の規則・手続

FMI は、参加者の破綻を管理するための実効的かつ明確に定義された規則や手続を設けるべきである。こうした規則や手続は、FMI が、その損失と流動性の逼迫を抑制し、債務の履行を継続するために適時の行動を取れるよう設計されるべきである。

重要な考慮事項 1

FMI は、参加者破綻時においても FMI の債務履行を継続可能とする規則・手続や、破綻後の財源補填に対処するための規則・手続を設けるべきである。

清算参加者の破綻

・JCCH の規則は、破綻の事由や清算参加者が破綻した場合の手続、これに関わる当事者の義務を含む、破綻処理手続の詳細を定めています。JCCH は、清算参加者が債務を履行することができない場合又はそのおそれがある場合に、経営陣の判断により、清算参加者の破綻を認定します⁴⁷。破綻を認定した場合、JCCH は、新たな取引の債務引受を停止する措置を講じるとともに、支払不能清算参加者の清算約定で未決済のものの他の清算参加者への引継ぎその他 JCCH が必要と認める整理を行い⁴⁸、損失を確定させます。

・具体的には、商品市場における取引については、他の清算参加者に引き受けさせることにより⁴⁹、破綻した清算参加者のポジションを処理します。ポジション処理の際、顧客取引について他の清算参加者へのポジション及び担保の移管を可能としています⁵⁰。JCCH は、破綻処理によって生じた損失を、その規則に基づき、損失補償財源によってカバーします⁵¹。

・JCCH は、清算参加者の破綻が発生した場合であっても、通常の決済スケジュールを変更せずに決済を履行します。JCCH はこの決済の履行のために、一時的に必要な資金流動性を調達するため、指定決済銀行との間で「緊急融資枠」に関する契約を締結しています。

・商品市場における取引において、清算参加者の破綻による損失は、指定商品市場ごとに以下の順序でカバーされます（1 から 3 までの金額は、指定商品市場ごとに補填した後に残額がある場合には、カバーし得ない他の指定商品市場の損失に充てられます。）。

- 1 当該清算参加者の預託する自己分の取引証拠金、一般清算預託金、その他の預託金等及び当該清算参加者が返還請求権を有する委託分の取引証拠金⁵²

⁴⁷ 業務方法書 68 条 1 項

⁴⁸ 業務方法書 68 条 1 項

⁴⁹ 業務方法書 68 条 1 項、取引証拠金等に関する規則 24 条 1 項、25 条

⁵⁰ 取引証拠金等に関する規則 25 条、27 条 1 項

⁵¹ 業務方法書 72 条

⁵² 業務方法書 72 条 1 項

- 2 当該清算参加者の預託する特別清算預託金、当該清算参加者が返還請求権を有する金銭、有価証券等及び外貨⁵³
- 3 当該清算参加者が会員等である指定市場開設者に預託している信託金（委託者が優先弁済権を行使したときは、その残額）⁵⁴
- 4 JCCH が剰余金のうちから積み立てた決済不履行積立金⁵⁵
- 5 指定商品市場ごとに第三者による損失補償又は損失保証により受領する金銭その他特に当該損失の補填を目的とする金銭その他の財産がある場合は、当該金銭その他の財産⁵⁶
- 6 当該指定商品市場について他の清算参加者がJCCHに預託している一般清算預託金⁵⁷
- 7 損失を補填し得ない指定商品市場に係る清算資格を有する他の清算参加者の負担⁵⁸

重要な考慮事項 2

FMI は、その規則に定められた適切な裁量的手続を含め、参加者破綻時処理の規則・手続を実施する体制を十分に整えておくべきである。

・JCCH は、業務方法書及び社内規則において、破綻処理手続について定めています。その中で、破綻の認定⁵⁹、破綻した清算参加者のポジション処理⁶⁰、損失補償財源による損失の処理⁶¹などの一連の破綻処理について、対応を明確にしています。

・この手続には、破綻認定やその後の処理に関する主務省との情報連携⁶²、清算参加者への通知⁶³、及び対外公表が含まれています。また、JCCH の各部署の役割・責任や役員の関与について明確にされています。

・また、JCCH は、破綻処理の実効性を確保するため、2015 年 1 月以降、毎年 1 回以上、破綻処理訓練（ファイヤー・ドリル）を実施しております。なお、2017 年 1 月には、破綻処理訓練（ファイヤー・ドリル）について必要な事項を定めることを目的として、「違約処理訓練実施要綱」を制定致しました。

⁵³ 業務方法書 72 条 2 項

⁵⁴ 業務方法書 72 条 3 項

⁵⁵ 業務方法書 72 条 4 項

⁵⁶ 業務方法書 72 条 5 項

⁵⁷ 業務方法書 72 条 6 項

⁵⁸ 業務方法書 72 条 7 項

⁵⁹ 業務方法書 68 条 1 項

⁶⁰ 業務方法書 68 条 1 項

⁶¹ 業務方法書 72 条

⁶² 業務方法書 71 条 1 項

⁶³ 業務方法書 71 条 1 項

重要な考慮事項 3

FMI は、参加者破綻時処理に関する規則・手続の重要事項を公開すべきである。

- ・JCCH における清算参加者の破綻時処理については、業務方法書等に規定されており、JCCH のウェブサイトにて一般に公開されています。
- ・実際に清算参加者の破綻が生じた場合に、JCCH は、破綻参加者の処分内容、破綻参加者及び顧客の建玉の処理方法、損失の補填方法等、破綻処理に係る重要な情報を、可能な限り、マーケット関係者へ提供します。

重要な考慮事項 4

FMI は、クローズアウトの手続を含む参加者破綻時処理の手続の検証・見直しを行う際に、参加者などの利害関係者を関与させるべきである。そうした検証・見直しは、規則・手続が実務的であり実効性を持ち続けるために、少なくとも年に 1 回、あるいは規則・手続に重要な変更があった場合にはその都度、実施されるべきである。

- ・JCCH は、清算参加者の破綻時処理の実効性を確保するために、「違約処理訓練実施要綱」に従い、毎年 1 回以上、清算参加者を交えた破綻時処理に関する訓練を行うこととしています。また、JCCH は、訓練の結果を、破綻時処理手続の検証・見直しに反映させることを想定しています。
- ・JCCH は、清算参加者の破綻時処理に関する規則を改正する際には、清算参加者との協議を行うほか、必要に応じて委員会やワーキンググループを設置し、参加者の意見を反映させています。

原則14 分別管理・勘定移管

CCP は、参加者の顧客のポジションとこれらポジションに関して CCP に預託された担保の分別管理と勘定移管を可能とする規則と手続を設けるべきである。

重要な考慮事項 1

CCP は、最低限、参加者の破綻・支払不能からその参加者の顧客のポジションと関連する担保を有効に保護するための分別管理と勘定移管の取極めを設けるべきである。CCP がそうした顧客のポジション・担保に、参加者とその傘下の顧客の同時破綻に対する保護を追

加的に提供する場合、CCP はそうした保護の有効性を確保する措置を講じるべきである。

顧客ポジション及び証拠金に係る分別管理

・商品市場における取引については、各清算参加者の顧客のポジション及び証拠金を自己分と区別して、顧客ごとのグロスベースで管理されたオムニバス口座により管理しています⁶⁴。顧客ごとのポジション及び証拠金については清算参加者が分別管理しますが、JCCH は、必要に応じ、清算参加者に対し、顧客ごとのポジション及び証拠金に関する資料の提出を求める権限を有しています

ポジション及び証拠金の移管に係る取極め

- ・JCCH は、清算対象商品について、以下の通り、顧客のポジション及び証拠金の移管に係る取極めを設けています。
- ・商品市場における取引については、JCCH の清算参加者が破綻した場合、JCCH は、委託者のポジション及び証拠金を別の清算参加者（以下「移管先清算参加者」といいます。）に移管することができます⁶⁵。
- ・顧客のポジションが移管先清算参加者に移管された場合、当初破綻参加者経由で JCCH に預託された当該顧客の証拠金は、移管先清算参加者を代理人として預託されたものとみなされます。また、顧客の証拠金に係る返還請求権は、移管先清算参加者を代理人として行使されることとなります⁶⁶。

清算参加者及び傘下の顧客の破綻における他の顧客の保護

- ・JCCH は、清算参加者とその傘下の顧客の破綻により破綻した場合、当該清算参加者を利用する他の顧客をリスク（以下「フェロー・カスタマー・リスク」といいます。）から保護するための取極めを、以下の通り、設けています。
- ・顧客のポジション及び証拠金は顧客ごとのグロスベースで管理されたオムニバス口座にて管理されています。
- ・JCCH の規則及び各取引所が定める受託契約準則により、清算参加者は代理人として各顧客から預かった証拠金をグロスベースで JCCH に預託することが義務付けられています⁶⁷。したがって、清算参加者は、証拠金の算定において、ある顧客のポジションを別の顧客のものと相殺することはできません。
- ・また、JCCH に預託された証拠金に対する顧客の返還請求権は、清算参加者の破綻時においても、規則の規定に従い行使されることとなります。これにより、JCCH は、フェロ

⁶⁴ 取引証拠金等に関する規則 19 条、取引証拠金分別管理規程 3 条、4 条。なお、商先法 179 条 5 項・103 条、省令 74 条

⁶⁵ 取引証拠金等に関する規則 25 条 1 項、27 条 1 項

⁶⁶ 取引証拠金等に関する規則 30 条 1 項

⁶⁷ 取引証拠金等に関する規則 11 条、12 条、13 条

一・カスタマー・リスクを回避しています。

・なお、オムニバス口座における顧客ごとのポジション及び証拠金は、清算参加者が管理していますが⁶⁸、JCCHは、清算参加者が破綻した際に、当該清算参加者に対して、顧客ごとのポジション及び証拠金に関する資料の提出を請求する権限を有しています⁶⁹。JCCHが請求した場合、清算参加者は速やかに当該資料を提出する義務を負っています。

法的有効性

・商先法では、商品市場における取引について、清算参加者の倒産手続（特別清算手続・破産手続・再生手続・更生手続）が開始された場合においても、破綻参加者の未決済債務の取扱いについては、JCCHの業務方法書がそれらの一般的倒産手続に優先して適用される旨が規定されており⁷⁰、清算参加者の倒産手続との関係においても、JCCHの業務方法書の法的有効性が認められています。JCCHの清算参加者が破綻した場合、商品市場における取引について、他の清算参加者に引き受けさせることにより⁷¹、破綻参加者の顧客ポジションの処理が行われることとなります。

重要な考慮事項 2

CCPは、参加者の顧客のポジションを容易に特定し、関連する担保を分別管理することを可能にする口座構造を採用すべきである。CCPは、顧客のポジション・担保を、個別の顧客口座またはオムニバスの顧客口座において保持すべきである。

・JCCHにおける、清算参加者の顧客のポジション及び証拠金を分別管理するための口座構造については、本原則「重要な考慮事項 1」にて記載したとおりです。

・顧客の証拠金は、債務の履行を確保することを目的に、JCCHに預託されるものであり、当該顧客のポジションにかかわる損失をカバーします。

・清算参加者は、ある顧客の証拠金を他の顧客の損失に充当することはできないことから、フェロー・カスタマー・リスクは排除されています。

重要な考慮事項 3

CCPは、破綻参加者の顧客のポジション・担保を単一または複数の別の参加者に移転しやすい方法により、勘定移管の取極めを構築すべきである。

⁶⁸ 取引証拠金等に関する規則 19 条、20 条

⁶⁹ 取引証拠金等に関する規則 22 条

⁷⁰ 商先法 181 条

⁷¹ 業務方法書 68 条、取引証拠金等に関する規則 24 条 1 項、25 条

・顧客のポジション及び証拠金の移管は、本原則の重要な考慮事項 1 に記載のとおり、JCCH の顧客勘定の移管に関する取極めに基づいて行われます。

・移管が完了すると、破綻参加者経由で JCCH に当初預託された当該顧客の証拠金は、移管先参加者を代理人として預託されたものとみなされます。また、顧客の証拠金に係る返還請求権は、移管先参加者を代理人として行使されます。

重要な考慮事項 4

CCP は、参加者の顧客のポジションと関連する担保の分別管理と勘定移管に関する規則・方針・手続を開示すべきである。特に CCP は、顧客の担保が個別口座とオムニバス口座のいずれによって保護されているかを開示すべきである。さらに、CCP は、参加者の顧客のポジションと関連する担保を分別管理・移管する能力を阻害し得る法的・事務処理上の制約を開示すべきである。

分別管理と勘定移管に関する取極めの開示

・JCCH は、参加者の顧客のポジション・証拠金に係る分別管理と勘定移管に関する取極め及び顧客の証拠金がオムニバス口座にて保護される旨を、業務方法書や取引証拠金等に関する規則に規定し、また、各取引所が定める業務規程及び受託契約準則にもこれらが規定されています。これら規則は、JCCH 及び各取引所のウェブサイトにおいて一般に開示されています。

法的・事務処理上の制約の開示

(1) 法的制約

・商先法上、清算参加者に倒産手続（特別清算手続・破産手続・再生手続・更生手続）が開始された場合においても、JCCH と破綻参加者間の未決済債務の決済については、業務方法書が適用される旨が規定されており⁷²、清算参加者の倒産手続との関係においても、業務方法書の有効性が認められています。

・清算参加者が破綻した場合、業務方法書の規定に従い、破綻参加者の自己分のポジションについては整理が行われ、破綻参加者の受託分の顧客ポジションについては他の清算参加者への移管又は整理が行われます⁷³。したがって、担保の分別管理・移管について、法的な制約はないと認識しています。

(2) 事務処理上の制約

・清算参加者が破綻した場合に、破綻参加者の受託分の顧客ポジションを他の清算参加者へ移管するためには、破綻清算参加者、他の清算参加者及び顧客の間で契約が締結され、

⁷² 商先法 181 条

⁷³ 業務方法書 68 条 1 項、取引証拠金等に関する規則 24 条 1 項、25 条、27 条 1 項

商品取引所及びJCCHの承認を得ている必要があります。

ビジネスリスク管理とオペレーショナルリスク管理

原則15 ビジネスリスク

FMI は、ビジネスリスクを特定・モニター・管理するとともに、潜在的な事業上の損失が顕在化した場合に継続事業体としての業務とサービスを提供し続けることができるよう、こうした損失をカバーする上で十分な、資本を財源とするネットベースの流動資産を保有すべきである。さらに、ネットベースの流動資産額は、不可欠な業務とサービスの再建や秩序立った撤退を確実にするために常時十分なものとすべきである。

重要な考慮事項 1

FMI は、事業戦略の杜撰な執行より生じる損失、負のキャッシュフロー、予想外に過大な営業費用を含む、ビジネスリスクを特定・モニター・管理するための強固な管理・コントロールのシステムを備えるべきである。

ビジネスリスクの特定

・JCCH におけるビジネスリスクとは、JCCH の業務執行・運営・管理から生じるもので、事務リスク、システムリスク等のオペレーショナルリスクをいい、清算参加者の破綻に起因する信用リスク、流動性リスクは含まれません。

ビジネスリスクのモニター・管理

・JCCH は、かかるビジネスリスクを適切にモニターし管理するために、以下の措置を実施しています。

・JCCH では、中期経営計画（重点戦略）を策定し、それに基づく事業計画及び資金繰表を作成し、取締役会において承認を得ています。

・取締役会に対しては、定期的に事業報告が行われ、取締役会による承認と関係者への報告が行われています。業務の遂行状況及びリスクの管理状況については、毎月、取締役会及び監査役会において報告がなされています。

・その他の措置としては、リスク管理にかかるガバナンスの取極め（原則 2（ガバナンス）を参照）、包括的なリスク管理制度、同制度における取締役会への報告（原則 3（包括的リスク管理制度）を参照）などが挙げられます。

重要な考慮事項 2

FMI は、事業上の損失が発生した場合に継続事業体として業務・サービスを提供し続ける

ことができるよう、資本（例えば普通株式、公表準備金などの内部留保）を財源とするネットベースの流動資産を保有すべきである。FMI が保有すべき資本を財源とするネットベースの流動資産の額は、そのビジネスリスクの特性と、必要に応じて、不可欠な業務・サービスの再建や秩序立った撤退が行われる場合に、それに要する期間の長さによって決定すべきである。

・JCCH は、事業上の損失が発生した場合であっても、継続事業体として業務・サービスを提供し続けることができるよう、毎年度の資金繰表を作成して、資本を財源とするネットベースの流動資産を管理しています。

・JCCH では、事業上の損失をカバーするためには、営業費用の 6 か月分に相当する額以上の資本を財源とするネットベースの流動資産が必要であると認識しております。したがって、JCCH では、常に、営業費用の 6 か月分に相当する資本を財源とするネットベースの流動資産を最低財源として、確保しております。

・また、かかる資本を財源とする流動資産の十分性やその他財務状況については、包括的リスク管理制度（原則 3（包括的リスク管理制度）を参照）の中で管理・確認されており、取締役会及び監査役会に対する定期的（3 ヶ月に 1 回）な報告の他⁷⁴、状況に応じて全取締役員に直ちに報告する実態的管理体制が採られています⁷⁵。

重要な考慮事項 3

FMI は、再建と秩序立った撤退のための実行可能な計画を保持すべきであり、この計画を実行する上で十分な資本を財源とするネットベースの流動資産を保有すべきである。FMI は、少なくとも当期の営業費用の 6 か月分に相当する資本を財源とするネットベースの流動資産を最低限保有すべきである。これらの資産は、財務資源に関する諸原則に基づいて参加者破綻などのリスクをカバーするために保有する財源とは別のものである。ただし、国際的なリスクベースの自己資本基準に基づいて保有する資本は、二重規制を回避する上で関連性があり、適切である場合は、資本に含めることができる。

・JCCH は、重要な考慮事項 2 のとおり、営業費用の 6 か月分に相当する資本を財源とするネットベースの流動資産を保有しています。この流動資産は、清算参加者の破綻のリスクに対応するための財源（債務不履行積立金等）とは分別・管理の上、確保されています。

・これにより、仮に、再建と秩序立った撤退を迫られる事態が生じた場合にも、清算参加者にとって十分な期間が確保できることとなります。

・JCCH は、再建や秩序立った撤退のための計画については、国際規制の動向（2014 年

⁷⁴ リスク管理規程 9 条参照

⁷⁵ 危機管理規程 2 条、6 条、7 条参照

10月にCPMI-IOSCO及び金融安定理事会（Financial Stability Board）が公表したFMIの再建及び破綻処理に関する国際基準等を参照しつつ、本邦における清算機関の破綻に関する法整理（商先法・金商法）の方向性を踏まえた対応を、規制当局及び清算参加者などの関係者とのコミュニケーションを通して、問題意識を共有しています。

重要な考慮事項 4

ビジネスリスクをカバーするために保有する資産は、FMIが厳しい市場環境を含む様々なシナリオの下で、当期や将来の営業費用を賄えるために、質が高く十分に流動性のある資産として保有するべきである。

- ・JCCHは、ビジネスリスクをカバーするために保有する資本を財源とするネットベースの流動資産を日本円現金（銀行預金）の形態で管理・保有しており、かかる資産は、ストレス市場環境においても、高い流動性を有する高い品質の資産であるといえます。
- ・なお、かかる資産の管理について、投資リスクに関する基準を充足する銀行を利用してのことなどについては後述のとおりです（原則16（保管・投資リスク）を参照）。

重要な考慮事項 5

FMIは、仮に資本水準が必要とされる額に近づいたり、下回ったりする場合には、追加的な資本を調達するための実行可能な計画を保持すべきである。この計画は、取締役会の承認を受け、定期的に更新されるべきである。

- ・JCCHは、その資本が著しく減少した場合又は営業費用の6か月分をカバーするのに必要な水準を下回った場合においては、以下の対策を実施すべきものとして想定しており、これらを含む実行可能な計画について検討を進めております。
 - 経費の全体的な見直し
 - 清算手数料の見直し
 - 事業の見直し
 - 追加資本の注入、協議等
 - 事業のリストラクチャリング
- ・また、かかる資本再建計画に関しては、少なくとも年1回の計画の検証（必要に応じて更新）と取締役会への報告、承認の取得の検討を進めております。

原則16 保管・投資リスク

FMIは、自らと参加者の資産を保全するとともに、これらの資産の損失やアクセスの遅延のリスクを最小化すべきである。FMIによる投資は、最小限の信用リスク・マーケットリスク・市場流動性リスクを持つ商品に対して行われるべきである。

重要な考慮事項 1

FMI は、自らと参加者の資産を監督・規制下にある主体に保管すべきであり、こうした主体は、その資産を十分に保全するための厳格な計理実務・保管手続・内部統制を備えるべきである。

清算参加者の資産の保管先及びリスクの管理

- ・ JCCH は、清算参加者の資産を JCCH の固有の資産とは分別して、参加者毎に管理しています⁷⁶。
- ・ 現金の預託の場合においては、銀行預金、金銭信託、国債・地方債の形態で保管しており、銀行預金及び金銭信託として保管する場合には、大手格付会社の一定以上の格付けを有する金融機関を取締役会にて選定し、管理先の金融機関について、継続的にモニタリングしています⁷⁷。
- ・ また、有価証券の預託については、国内のカストディアン（有価証券の保管・管理を行う機関）に保管・管理を委託しており、カストディアンの選定は東証一部の上場企業であること等の観点から適宜検証されています⁷⁸。
- ・ JCCH が委託するカストディアンは、顧客資産をカストディアンの自己の固有財産と分別して管理しており、仮にカストディアンが破綻に陥った場合でも、顧客資産は保護され返還を受けられます。

JCCH の資産の保管先

- ・ JCCH は、清算参加者デフォルト時など不測の事態に支障を来さないよう自己資産については、銀行預金の形態で管理しており、「資産運用規程」に基づいて、自己資産の運用対象商品を限定するとともに⁷⁹、銀行預金及び運用した資産の残高照合を定期的に行っています⁸⁰。
- ・ 自己資産の預入先は JCCH が定める基準に基づいて選定した金融機関に限定し、継続的

⁷⁶ 商先法規則 74 条、取引証拠金分別管理規程 4 条、清算預託金分別管理規程 4 条

⁷⁷ 取引証拠金分別管理規程 17 条、清算預託金分別管理規程 19 条

⁷⁸ 取引証拠金分別管理規程 7 条、清算預託金分別管理規程 8 条

⁷⁹ 資産運用規程 3 条

⁸⁰ 資産運用規程 3 条の 2

にモニタリングし、信用リスク管理に努めています⁸¹。

重要な考慮事項 2

FMI は、自らの資産と参加者から預託を受けた資産に必要な時に迅速にアクセスできるべきである。

自己資産へのアクセス

・JCCH は、自己資産について、自己名義の銀行預金（普通預金もしくは定期預金）の形態で管理していることから、自らの資産に必要な時に迅速にアクセスすることが可能です。

清算参加者・顧客から預託を受けた資産へのアクセス

・JCCH は、預託された担保について、自己の固有財産と区別して、担保の管理を目的とした JCCH の自己名義の口座で保持していることから、必要に応じて迅速なアクセスが可能です。

法的基盤

・日本法においては、預託された資産についてアクセスするための確かな法的基盤は確保されているといえます。

・また、商先法においては、業務方法書に規定することにより、清算参加者の破綻時に破綻清算参加者の担保を一般的な倒産手続よりも優先して CCP との債務の履行に用いることが認められており、安定的な担保へのアクセスが確保されているといえます⁸²。

重要な考慮事項 3

FMI は、相互の関係をあらゆる角度から考慮しつつ、カストディ銀行に対するエクスポージャーを評価・理解すべきである。

信用リスク対策

・JCCH は、清算参加者から預託を受けた担保の保管先の信用リスクを可能な限り排除するため、保管先銀行の選定にあたっては、厳格な要件を設定し、取締役会で選定、検証しています（本原則の重要な考慮事項 2 参照）。

・また、JCCH は、保管先銀行に関する公開情報を随時確認し、情報収集に努めるとともに、各銀行の財務状況や預金預入状況その他決済業務の円滑性をモニタリングしています。

⁸¹ 資産運用規程 5 条

⁸² 商先法 181 条、業務方法書 11 章以下

集中リスク対策

・JCCH は、清算参加者から預託を受けた担保の管理・運用先を適切に分散し、各銀行へのリスクエクスポージャーの集中度を随時モニターしています。

重要な考慮事項 4

FMI の投資戦略は、全般的なリスク管理戦略と統合的であり、参加者に全面的に開示されるべきである。FMI による投資は、信用力の高い債務者に対する債権によって保全されているものや、そうした債権に対するものであるべきである。いずれの場合も、FMI による投資は、価格変動の悪影響が全くまたは殆どなく、迅速に処分できる必要がある。

・JCCH は、資金運用方針を「資産運用規程」及び「取引証拠金の運用方針」において定めており、「取引証拠金の運用方針」はウェブサイト⁸³上で公開しております。

- 安全性の確保

JCCH が行う投資において、銀行預金、金銭信託（元本保証しているものに限る）、国債、地方債又は政府保証債に商品を限定しており、銀行預金、金銭信託での運用先は、信用力の高い金融機関（大手格付機関から A 格を取得している金融機関）に限定されています。

また、かかる格付けについても継続的にモニタリングして検証しています。

国債は、価格変動リスクを受けない満期保有目的として運用、銀行預金は、普通預金及び中途解約可能な定期預金として運用しています。

- 流動性の確保

JCCH は、運用規模について、市場ストレス下で迅速に換金できる範囲に限っています。また、一定期間の現金預託額と現金返礼額の差額及び過去の最低現金預託残高等に照らして、一定期間 JCCH に滞留すると合理的に見積られる額を算定して、運用しています。

- リスク管理

JCCH は、運用計画について取締役会の承認を経た上で実施しており、運用状況について、随時取締役会へ報告しています。

銀行預金は、普通預金及び中途解約可能な定期預金として運用し、国債は、価格変動リスクを受けない満期保有目的として運用しています。また、有価証券の運用については、価格変動リスクに留意し、残存期間や商品性を勘案して、定期的に評価損益を管理しています。

なお、運用先は、適切に分散して、集中リスクを回避しています。

⁸³ https://www.icch.co.jp/uploads/page/cm_01.pdf

原則17 オペレーショナルリスク

FMI は、オペレーショナルリスクをもたらし得る内部・外部の原因を特定し、適切なシステム・手続・コントロール手段の使用を通じて、その影響を軽減すべきである。システムは、高度のセキュリティと事務処理の信頼性を確保するよう設計するとともに、適切かつ拡張可能性を持った処理能力を備えるべきである。業務継続体制は、広範囲または重大な障害発生時も含めて、事務処理の適時の復旧と FMI の義務の履行を目的とすべきである。

重要な考慮事項 1

FMI は、オペレーショナルリスクを特定・モニター・管理するため、適切なシステム・方針・手続・コントロール手段を備えた頑健なオペレーショナルリスク管理の枠組みを設けるべきである。

オペレーショナルリスクの特定

・JCCH は、清算業務におけるオペレーショナルリスクを特定、モニター、管理するための枠組みとして、取締役会の定めるリスク管理規程に基づきリスク管理の年度計画を策定し、JCCH において発生しうる業務リスクに関して、リスク管理に関する方針及び体制を定め、効果的、かつ効率的な対策等を行っています。

・JCCH は、リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を社内横断的組織として設置し、リスク管理委員会は、全社的に、潜在的なリスクを含む各業務に係るリスクの洗い出し及びその対応策の構築等を行い、適宜、オペレーションの見直しを行っています（原則 3（包括的リスク管理制度）を参照）。

・かかるリスク管理体制においては、オペレーショナルリスクを事務リスクとシステムリスクに分類しています。事務リスクとは、人的要因、情報システムや内部手続等の不備等の要因による事務処理上の問題を指し、システムリスクとは、システム障害又はシステム等の不正使用に起因する問題を指します。

・JCCH においては、事務リスク、システムリスク及び事業継続計画に係るリスク管理方針の遵守状況について、リスク管理委員会委員長等により、定期的（3ヶ月に1回）に取締役会及び監査役会に報告されています。また、具体的な事案が検知された場合には、危機管理規程に基づき、実態的に全取締役等に直ちに報告する体制が採られています。

・また、JCCH は、少なくとも年 1 回、リスク管理基本方針の検証を行っており、そのプロセスを通じて、オペレーショナルリスクの管理方針の検証を行っています（原則 3（包括的リスク管理制度）を参照）。

事務リスクの管理

- ・JCCH は、リスク管理規程等において、事務リスクの基本的な管理、基本方針を策定しています。具体的には、リスク管理委員会の設置、報告体制の整備、事業継続計画の策定、危機発生時の全社的な対応等が規定されています。
- ・清算システム端末を事務所内に設置、各関係者との間の処理ごとにチェック項目を設けながら日々の清算業務を実施、日常的にアウトソース先と清算システムの運行状況について情報交換できる体制の整備など、事務リスクの特定・分析に努めています。
- ・JCCH では、事務リスクが発生した場合には、対策本部を設置し、対策本部による情報収集・分析、解決策及び再発防止策の検討、決定、実施、関係機関との連絡・対応、取締役会への報告等を危機管理規定において定めています。JCCH は、このプロセスを通じて、継続的に事務リスクをコントロールしています。

システムリスクの管理

- ・JCCH は、リスク管理規程及び、「システム障害発生時等における対応に係る基本方針について」でシステムリスクの基本的な管理、対応に関する基本方針を策定しています。
- ・JCCH は、清算システムの主要機器を二重化し安定稼動を図るとともに、参加者等との間における情報通信上のセキュリティ対策（認証 USB キー、ID、パスワード）を図る等、清算システムは安全性を重視しています。
- ・清算システムについては、定期的に、また、システム更改やシステム機能変更が行われるごとに、システムの容量、性能について検証を行っています。システム更改時には諸元値の確定のため必要に応じて、ストレステストを実施しています。ストレステストは、業務運転上問題がないこと、ネットワーク機器がボトルネックになっていないこと等の観点から実施されています。
- ・JCCH は、システムリスクの状況等について、リスク委員会に報告しています。また、システム障害が発生した場合には、その原因を調査したうえで、再発防止措置を含む対処方法を策定し、その影響の程度に応じてリスク管理委員会に報告しています。JCCH は、このプロセスを通じて継続的にシステムリスクをコントロールしています。
- ・なお、2005年5月のJCCHの業務開始以降、データの毀損又は業務に支障をきたすシステム障害は発生していません。

外部委託先の管理

- ・JCCH は、「外部委託の対象とする事務や外部委託先の選定に関する方針・手続き規定」に基づき、アウトソース先を適切に選定した上で、清算システムの運行をアウトソースしています。アウトソース先との間においては、清算システムの運行にあたっての運用マニュアルを策定し、局所的なシステム障害時における基本的な対処方法は確立しています。

・アウトソース先には適切な人数の有資格者が配置されており、JCCH は、システムによる日々の処理件数のチェックを通じ、アウトソース先の処理能力に問題が生じていないかを常時モニターするとともに、定期的に報告を受けています。

単一障害点の管理

- ・JCCH は、主要機器を二重化し安定稼動を図るなど、冗長化構成を採用して、一システム上の単一障害点を回避しています。
- ・要件が設計に適切に反映されていることをシステムテストによるレビューにより検証しており、潜在的な単一障害点はないと認識しています。

事業継続計画

- ・JCCH は、「緊急時事業継続計画基本方針⁸⁴」をウェブサイト上で公開しています。
- ・局所災害対応に係るコンティンジェンシープランの体制を整備しており、清算システム障害時におけるバックアップ・オフィスや DR サイト（Disaster Recovery site、主要拠点での業務継続が困難となった際に使用する、緊急時代替拠点）による業務継続や清算のために必要な情報を復元させる方法を確保しています。
- ・業務復旧目標において、重要な業務を取り扱うために不可欠な情報システムについては、概ね 2 時間以内に復旧させることを目標としています。
- ・JCCH は、以上の取組みの進捗状況を、リスク管理委員会に報告して、かかるプロセスを通じて、業務継続体制が継続的に実効性を有していることを確認しています。

必要人材の確保、社員のコンプライアンスのための取組み

- ・JCCH の業務は、常勤の取締役の下で管理されており、各業務へは、適切な経験等を有する者が配置、業務に必要な人員が確保されています。
- ・JCCH では、人材育成を目標として、定期的なジョブローテーションを実施するなど、社員の教育に努めています。
- ・JCCH は、「企業行動憲章」及び「行動規範」において役職員が遵守すべき事項を明記し、周知徹底しているほか、内部統制基本方針の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制」において、コンプライアンスの強化を図っています。

重要な考慮事項 2

FMI の取締役会は、オペレーショナルリスクに対処する役割と責任を明確に定義すべきであり、FMI のオペレーショナルリスク管理の枠組みを承認すべきである。システム・運用方針・手続・コントロール手段については、定期的または重大な変更後に、評価・監査・

⁸⁴ <https://www.icch.co.jp/b/b11.html>

検証すべきである。

役割・責任・枠組み

・JCCH の取締役会は、オペレーショナルリスクに対処する役割・責任を明確にし、リスク管理体制を明確に定義しています。また、オペレーショナルリスク管理に関する重要事項を決定するとともに、年次で基本方針等の見直しを行っています。

・また、JCCH は、包括的なリスク管理の枠組みの中で、リスク管理委員会を社内の横断的組織として設置しており、リスク管理委員会は、その活動状況、オペレーショナルリスクに係るリスク管理方針の遵守状況、各業務に係るリスクの洗い出し及びその対応策の構築等オペレーションの見直しについて定期的に取り締役に報告しています。

評価・監査・検証

・JCCH では、各部門において規則・手続に従って適切に業務が行われていることを監査することにより、相互牽制方式による内部監査機能を有しています。

・オペレーショナルリスクについては、各業務に係るリスクの洗い出し及びその対応策の構築等をリスク管理委員会において行っており、適宜、オペレーションの見直しが行なわれています。リスク管理委員会は、少なくとも年 1 回、事務リスク管理体制及びシステムリスク管理体制の適切性を検証し、取締役会に報告します。取締役会は、この検証報告を受け、オペレーショナルリスク管理体制が妥当であることを確認します。

・さらに、JCCH は、外部の専門家により、内部統制監査及びシステム監査を受けています。これらの監査のうち、内部統制監査においては、オペレーショナルリスク管理が監査の対象となっており、また、システム監査においては、清算システムに加え、社内システム等も監査の対象となっております。

・JCCH では、清算システムについて、システム更改やシステム機能変更が行われるごとに又は定期的に、システムの容量、性能について検証を行っているほか、システム更改時には諸元値の確定のため必要に応じストレステストを実施しています。

・また、JCCH では、「JCCH の安全対策基準」を策定しており、清算業務を円滑に行うためのリスクを未然に防止し、また、発生した場合の影響の最小化及び回復の迅速化を図るため、情報システムの利用者が実施する対策事項について定めています。

重要な考慮事項 3

FMI は、事務処理上の信頼性の目標を明確に定義し、そうした目標を達成するよう意図された方針を有すべきである。

・JCCH の策定する「システム障害発生時等における対応に係る基本方針について」にお

いて、JCCHは、「システム障害発生時等において可能な限り決済業務を継続するとともに、清算参加者のデフォルト及びシステムリスクの発生を防止し、また、臨時対応を行う場合には、当該対応の影響を最小限にとどめ、決済システム全体における混乱の発生を防止する」との考え方を示しています。

・上記の考え方にに基づき、オペレーショナルリスクについては、各業務に係るリスクの洗い出し及びその対応策の構築等をリスク管理委員会において行っており、適宜、オペレーションの見直しを行なっています。

・また、重要なシステムが、現在の利用水準及び予測される将来的ニーズへの対処に十分な処理能力を有していることを定期的に検証しています。

重要な考慮事項 4

FMI は、増大するストレス量进行处理し、サービス水準の目標を達成するための適切な拡張可能性のある処理能力を確実に備えるべきである。

・システムが十分な処理能力を維持していることを確保するため、JCCH では、以下の措置を実施しています。

- システム更改やシステム機能変更が行われるごとに、想定される使用期間についての取引規模予測をもとにシステムの容量、性能について検証、確保しています。また、システム更改時には、諸元値の確定のため必要に応じストレステストを実施しています。

- システムの稼働後は、傾向分析を行い、商品数、取引量の増加等に応じて、性能、容量について拡張の要否を検討し、定期的に検証しています。

・なお、諸元値を超える処理を行った場合においても、処理性能が落ちて処理スピードが遅くなる可能性はありますが、処理が不能になることはありません。

重要な考慮事項 5

FMI は、すべての潜在的な脆弱性と脅威に備える、包括的な物理的セキュリティと情報セキュリティに関する方針を備えるべきである。

物理的セキュリティ

・JCCH においては、金融情報システムセンター (FISC) が定め、日本においてシステム安全対策のスタンダードとされている「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準及び解説書」に適合したデータセンターを選定しています。なお、現行のデータセンターにおいては、ISMS 認証を取得するための対策を進めております。

・JCCHは、データセンター管理者に、JCCHの安全対策基準を遵守するよう求めており、データセンター管理者から月次報告を受けて、物理的なセキュリティ対策が実行され、潜在的な脆弱性及び脅威に備え適切に対応していることを確認しています。

情報セキュリティ

・JCCHは、情報資産の定義・分類、情報セキュリティ管理体制、システムの安全対策基準などの基本事項を「情報管理規程」で定めています。

・JCCHは、情報管理規程に従って、情報が適切に管理されていることを確認し、また、方針を定期的に評価し適正化を図っています。

・JCCHは、「金融情報システムセンター（FISC）の安全対策基準」に準拠して「JCCH安全対策基準」を策定しています。また、同基準において、人的対策、物理的対策、技術的対策、外部委託先の管理が満たすべき要件を定め、要件の適切性についても適宜検証・見直しを実施しています。

重要な考慮事項 6

FMIは、広範囲または重大な障害発生を招き得る事象を含む、重大な事務処理障害のリスクをもたらす事象に対応するための業務継続計画を備えるべきである。この計画には、代替施設の使用も織り込むべきであり、不可欠な情報システム（ITシステム）は事務処理の停止から2時間以内の再開を確保する設計とすべきである。極端な状況が生じた場合にも、事務処理の障害のあった当日中にFMIが決済を完了できるよう計画を策定すべきである。FMIは、こうした枠組みを定期的に検証すべきである。

BCP（Business continuity planning、緊急事態発生時における事業継続計画）の目的

- ・JCCHは、緊急時事業継続計画基本方針において以下の目的を定めています。
- 清算業務及び対外情報発信等を最優先業務とし、可能な限り事業継続を図ること
 - 商品取引所、清算参加者、委託者等のステークホルダへの影響を最小化すること
 - 地域住民の安全、地域の早期復旧のための支援等に努めること
 - 平時から、設備面や重要情報資産のバックアップ等運用面における体制の整備に努めること

BCPの設計

・JCCHは、リスク管理規程に基づきBCPマニュアルを策定しており、また、緊急時事業継続計画基本方針において、重要な業務運営の速やかな復旧・再開を可能とする措置を実施すること（対策本部の設置など）を規定しています。また、JCCHは、各主要想定事案に対応するコンティンジェンシープラン体制を整えています。

・具体的には、安全性を考慮したシステム冗長性の確保、バックアップ・センタ及びバックアップ・オフィスの設置、社内および外部の重要な利害関係者及び当局との連絡体制を規定しています。

・JCCHは、リスク事象の発生後、2時間以内に事業運営の完全復旧を目標としています。

セカンダリ・サイト

・現行システムにおいて、JCCHは、清算システムが設置されているプライマリ・サイトと同等の処理能力を備えたバックアップ・センタであるセカンダリ・サイト（DR サイト）を設置し、プライマリ・サイトが不能になった場合は、概ね2時間以内に、人的作業によりセカンダリ・サイト（DR サイト）に切り替えて業務継続することを目標としています。

・また、JCCHは、両サイトが同時に災害の影響を受ける可能性を低くするため、以下の措置を実施しています。

- 別々の電力による運用
- 両サイトの地理的隔離

・さらに、JCCHは、以下の措置により、データ損失の可能性の低減を図っています。

- サイト間のデータ移行を1日4回実施すること
- 万が一データ損失が発生した場合には、市場開設者または清算参加者からデータ又は情報を取得することにより、データ損失をリカバリすること

レビュー及び検証

・JCCHは、BCPの網羅性・有効性を検証するため、少なくとも年1回、BCP運用訓練として、以下の措置を実施しています。

- 定期的なデータセンターの切替訓練セカンダリ・サイトの起動訓練
- バックアップ・オフィスのメンテナンス（バックアップ・オフィス内に設置される機器の性能確認等）
- 各種マニュアルの更新及び社員教育

・また、JCCHは、少なくとも年1回、広範囲及び重大な災害を想定したBCP訓練を実施し、これらのBCP訓練には、清算参加者も参加しています。

・JCCHは、訓練の結果又はそれに対する所見や提言等のレビューに対する対応状況について、リスク管理委員会に報告し、業務継続体制が継続的に実効性を有していることを確認し、それらに基づいて、「BCP基本計画」の内容を随時改訂しています。

重要な考慮事項 7

FMIは、主要な参加者・他のFMI・サービス業者・公益事業者（utility provider）がFMIの事務処理にもたらすリスクを特定・モニター・管理すべきである。さらに、FMIでは、

自らの事務処理が他の FMI にもたらすリスクを特定・モニター・管理すべきである。

他の主体が JCCH の事務処理にもたらすリスクの管理

- ・BCP マニュアル及び「システム障害発生時等における対応に係る基本方針について」において、業務機能の停止につながるリスク事象が発生した場合の対応方針について規定しています。
- ・「システム障害発生時等における対応に係る基本方針について」においては、市場開設者、決済銀行、充有価証券運用先及び清算参加者のシステムにおいて障害が発生した場合の対処方法を発生事象ごとに規定しており、その有効性は、上述の BCP 訓練において検証されています。
- ・JCCH は、外部委託先のシステムについて、清算システムの運行にあたっての運用マニュアルを策定しており、外部委託先による開発及び運用に関するリスクの洗い出し及びその対策の状況を定期的に確認しており、局所的なシステム障害時における基本的な対処方法も確立しています。また、広域災害発生リスクの顕在化を想定したセカンダリ・センター（DR サイト）切替訓練を定期的に行うことにより、信頼性とコンティンジェンシー要件の充足を確認しています。
- ・清算参加者のシステム障害による JCCH へのリスクとして想定されるのは「委託分の証拠金所要額が計算不能の場合」のみであり、その対処として、JCCH ではウェブサイト上⁸⁵で、システム障害が発生した場合における清算参加者の JCCH への報告義務について記載しており、JCCH は、報告を受けた後、当該障害が解消されるまでの間、随時モニタリングを実施しております。

JCCH が他の FMI に与える影響の回避について

- ・JCCH は、他の FMI とのリンクはありません。
- ・なお、清算参加者及びその他の関係者との関係においては、JCCH は、リスクが顕在化した場合には、BCP に基づいて業務を可能な限り継続し、止むを得ず中断した場合には、迅速かつ効率的に復旧することで、関係者への影響を極小化することに努めています。

原則18 アクセス・参加要件

FMI は、公正で開かれたアクセスを可能とするよう、客観的かつリスク評価に基づいた参加要件を設定し、公表すべきである。

⁸⁵ <http://www.jcch.co.jp/b/b11.html>

重要な考慮事項 1

FMI は、直接参加者のほか、必要に応じて間接参加者その他の FMI に対して、リスクに関連付けられた合理的な参加要件に基づいて、自らのサービスへの公正で開かれたアクセスを可能とすべきである。

・JCCH は、業務方法書及び業務方法書運用要綱において、参加要件を定めています⁸⁶。なお、この参加要件は、ウェブサイト上において一般に公開されています。

- ① 指定市場開設者の会員であること等
- ② 健全な経営体制であること
- ③ 国内に拠点を有すること
- ④ 適切な業務執行の体制を備えていること
- ⑤ (資本金、純資産額、純資産額規制比率等の財務基準に基づく) 財務基盤

・上記参加要件は、リスクに沿った合理的な内容であり、参加可能な主体を過度に制限するものとはなっておらず、また、清算参加者資格の取得申請者に対してはオープンアクセスが確保されています。

・また、JCCH は、清算参加者の顧客の属性に関する制限を特段設けておらず、過度に参加制限的な手数料を清算参加者に課すようなこともしておりません。

・この参加要件は、各清算業務の業務方法書に詳述されており、かかる要件は主務省の認可を受けています。この認可は、商先法の差別的取扱いを禁止する規定(177条)を背景にしていることから、公正なアクセスの裏付けとなっているといえます。

重要な考慮事項 2

FMI の参加要件は、FMI および業務を提供する市場にとって安全性・効率性の観点から、正当化されるものでなければならない。また、FMI 固有のリスクに応じて、そのリスクに見合うように設定され、公表されるべきである。FMI は、リスクコントロール基準が受入可能な範囲に維持されることを条件として、状況が許す限り、アクセスへの影響が最も限定的となる参加要件を定めるよう努めるべきである。

参加要件(資格要件)の正当性及び合理性

・JCCH は、各清算業務の特性・リスクに応じた合理的な資格要件を設定しています。JCCH は、同一の清算資格を有する参加者が、原則として同じアクセスが与えられるような資格制度としています。

⁸⁶ 業務方法書 7 条等

- ・清算参加者の業態の違いに応じて、財務の健全性に係る基準を設定しています。また、純資産額が一定の水準に満たない申請者に対しても、親会社による保証を受けることなどを条件に、清算業務へのアクセスを可能としています。
- ・JCCH では、自社清算と他社清算の区分を設けており、他社清算参加者になるための要件は、自社清算参加者の要件と比べて厳格なものとなっています。

参加要件の見直しと開示

- ・参加要件はウェブサイト上⁸⁷に一般公開されており、すべての清算参加者及び潜在的な清算参加者がアクセス可能な状態に置かれています。
- ・JCCH は、規制環境又は一般的な市場環境の変化に応じて、必要な場合に参加要件の見直しを実施しています。

重要な考慮事項 3

FMI は、参加要件の遵守状況のモニタリングを継続的に行うべきである。また、参加要件に違反した参加者や、要件を満たさなくなった参加者について、参加停止や秩序立った退出を円滑に行うために明確に定められた手続を備え、これを公開するべきである。

JCCH は、清算参加者が清算資格の維持要件を遵守していることを継続的にモニタリングしています。

参加要件の遵守の継続的なモニタリング

- ・財務要件の遵守に関するモニタリング
 - 財務の健全性の要件に関し、清算参加者から月次、四半期、年次の財務状況の報告を受け、モニタリングを実施しています⁸⁸。なお、報告に際して添付する資料は、清算参加者が規制当局に提出するものと同様のものとされています。
 - 清算参加者の財務状況に関するニュースのモニタリングや、清算参加者の信用格付け及び市場情報（株価等）のモニタリングを実施しています。
- ・経営体制及び業務執行体制に係る要件の遵守に関するモニタリング
 - また、業務執行体制の十分性の要件に関し、業務の方法、内容等に変更があった場合等には、報告を受ける体制が採られています⁸⁹。
 - 清算参加者の事業所の変更等の一定の事項については、JCCH への事前の届け出事項とされています⁹⁰。

⁸⁷ <https://www.icch.co.jp/d/d01.html>

⁸⁸ 業務方法書 18 条 1 項 21 号、22 号、運用要綱 7 条 2 項、3 項

⁸⁹ 業務方法書 18 条

⁹⁰ 業務方法書 17 条

- また、JCCH では、報告内容や清算参加者の経営体制や業務執行体制に関するニュースについてモニタリングを実施しています。また、JCCH では、日々の清算業務のオペレーションにおける金銭の支払い、充用有価証券の預託及び返戻が所定の期限までに行われていることについても、決済銀行及び充用有価証券の管理等業務を委託している証券会社との間で十分なモニタリングを実施しています。
- ・ JCCH が必要と認める場合の清算参加者の監査⁹¹
 - JCCH では、JCCH が必要と認める場合には、監査員が清算参加者の本店等において実地調査又は清算参加者が提出する書類の調査をすることを定めています⁹²。
 - 監査の結果、清算参加者の行為が JCCH 業務方法書その他諸規則に照らして問題があると判断された場合には、JCCH は、業務方法書による処分、措置又は勧告を行うときを除き、当該清算参加者に対しその旨を指摘し、当該指摘内容について改善を求めるとともに、必要に応じて、改善措置を記載した報告書等の提出を求められます⁹³。

清算参加者への措置

- ・ 清算参加者が参加要件を満たしていないことが判明した場合や JCCH の規則に違反していることが判明した場合には、JCCH は、業務方法書に規定する方法により、その清算参加者に対して各種の措置を行うことができます。
- ・ JCCH の清算参加者に対する措置には、清算参加者に対する債務引受の全部又は一部の停止、清算資格の取消しが含まれます⁹⁴。
- ・ 取引所取引においては、JCCH の清算参加者に対する措置が、清算資格の取消しの場合で、取締役会が必要と認めたときは、その妥当性について有識者及び学識経験者から構成される取締役会の諮問機関である規律委員会に諮問することとしています⁹⁵。
- ・ なお、財務基盤に関する要件の違反による措置の場合、業務方法運用要綱 7 条の 4 に基づき、清算参加者に対し、報告及び資料の提出を求め、現状、見通し等の状況を確認することとされています。
- ・ JCCH では、清算参加者の改善努力を促すため、清算参加者に対して適切な対処をとることを勧告することができます⁹⁶。
- ・ 清算資格の取消しにより、清算参加者が清算業務から退出する場合には、JCCH との間すべての債権・債務を解消すること及び清算資格を喪失するまでの間の清算参加者としての各種の義務を履行することが求められます⁹⁷。これにより、秩序だった退出が確保され

⁹¹ 業務方法書 19 条

⁹² 清算参加者に対する監査に関する規則 6 条

⁹³ 清算参加者に対する監査に関する規則 10 条

⁹⁴ 業務方法書 26 条、27 条等

⁹⁵ 業務方法書 32 条の 2、規律委員会規則 3 条 1 項

⁹⁶ 業務方法書 36 条

⁹⁷ 業務方法書 35 条

ているといえます。

・JCCH は、清算参加者に対して債務引受・債務負担の停止や清算資格の取消しの措置を行う場合には、他の清算参加者や市場開設者などの利害関係者に通知するとともに⁹⁸、一般に公表しています。

原則19 階層的参加形態

FMI は、階層的な参加形態から生じる FMI に対する重要なリスクを特定・モニター・管理すべきである。

重要な考慮事項 1

FMI の規則・手続・契約は、階層的な参加形態から生じる FMI に対する重要なリスクを特定・モニター・管理するために、FMI が間接参加に関する基本的な情報を収集できるように整備されるべきである。

JCCH における階層的参加者

・JCCH における清算参加者を階層的に区別すると以下のとおりとなります。

- 直接参加者：JCCH の清算業務に対してアクセスすることができる直接の参加者
- 間接参加者：清算参加者を介して清算制度を利用する参加者
(すなわち、清算参加者の顧客、非清算参加者、非清算参加者の顧客)

・JCCH における間接参加者の範囲は、清算業務ごとに多様であり、ブローカー、銀行、資産管理会社、年金基金、ヘッジファンド、事業法人及び個人を含む場合があります。

・なお、JCCH は、清算参加者に対し、事業若しくは財産に関して参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求し、又は JCCH の職員をして清算参加者の事業若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を監査させることができ、また清算参加者も JCCH に対して、報告義務を負っています⁹⁹。JCCH は、かかる権限に基づき、清算参加者を通じて間接参加者に関する情報を入手することが可能となっています。

階層的参加から生じる JCCH のリスク

・階層的参加の取決めにより JCCH に生じるリスク及びその管理については、本原則の重要な考慮事項 3 及び 4 参照。

⁹⁸ 業務方法書 33 条、71 条

⁹⁹ 業務方法書 19 条、清算受託契約書 16 条

重要な考慮事項 2

FMI は、自らに影響し得る直接参加者・間接参加者間の重要な依存関係を特定すべきである。

・JCCH は、業務方法書 19 条に基づく監査や日々の清算約定に基づくリスク計測により、特定の清算参加者・間接参加者間の依存関係、間接清算者のリスク状況について特定・検証しています。

・また、JCCH は、必要に応じて、清算参加者から個別の間接参加者のポジションやリスク管理状況に関する情報を入手し、清算参加者の財務体力との比較において、直接参加者・間接参加者間の関係性に問題がないこと、直接参加者・間接参加者間が清算参加者へ与える影響の程度を確認しています。

重要な考慮事項 3

FMI が扱う取引のうち間接参加者がかなりの割合を占める場合や、間接参加者の取引件数または価額が FMI へのアクセスを提供する直接参加者のリスク対応能力と比較して大きい場合には、こうした取引に起因するリスクを管理するため、当該間接参加者を特定すべきである。

参加要件の遵守に係るモニタリング

・間接参加者の清算参加者に対する債務の履行の有無にかかわらず、清算参加者が JCCH に対する債務を履行する責任を負っています。

・清算参加者がその財務体力に比して、過大なポジションを保有する場合、清算参加者の JCCH への債務履行に係るリスクが高まることとなります。そこで、JCCH では、日々、清算参加者の財務体力に対するポジション状況を計測し、過大なリスクを有していると考えられるときは、リスクの保有状況を調査しています。これにより、間接参加者の詳細なポジション状況や間接参加者に対するリスク管理状況を把握し、清算参加者のリスク管理に重要な影響を与え得る間接参加者を特定し、リスク管理を行っています。

重要な考慮事項 4

FMI は、階層的な参加形態から生じるリスクを定期的に検証し、適切な場合には、こうしたリスクの軽減措置を取るべきである。

・JCCH では、日々、個別清算参加者のポジションリスクを計測しており、清算参加者の

業務又は財産の状況が商品取引債務引受業の運営に鑑みて適当でないとするときは、リスクの保有状況を調査することとしています。また、JCCH は、清算参加者に対し、適切な措置を講ずることを勧告することができ、その対応について報告を求めることができます¹⁰⁰。さらに、清算参加者に改善が認められない場合には、JCCH は、証拠金の引上げや特別清算預託金の預託を求める措置を講じることができます¹⁰¹。

原則20 FMI 間リンク

FMI は、単独または複数の FMI とリンクを構築している場合、リンクに関連するリスクを特定・モニター・管理すべきである。

重要な考慮事項 1

FMI は、リンクの取決めを行う前に、あるいはリンク構築後は継続的に、リンクの取決めから生じるすべての潜在的なリスクの源泉を特定・モニター・管理すべきである。リンクの取決めは、各 FMI が本報告書における他の原則を遵守することができるよう設計されるべきである。

・JCCH は、決済や担保金の管理運用に当たって、他の FMI とのリンクはありません。

重要な考慮事項 2

リンクは、すべての関連する法域について確かな法的基盤を有するべきである。こうした法的基盤は、リンクの設計をサポートし、リンクを有する FMI に適切な保護を提供するものでなければならない。

・JCCH は、他の FMI とのリンクはありません。

重要な考慮事項 3

リンクを行う CSD は、CSD 間で生じる信用・資金流動性リスクを計測・モニター・管理すべきである。CSD 間のすべての与信は優良な担保によって全額カバーされるとともに、

¹⁰⁰ 業務方法書 36 条

¹⁰¹ 業務方法書 61 条 2 項、清算預託金に関する取扱要綱 3 条

与信限度額が設定されるべきである。

- ・JCCH は、CSD（証券集中振替機関）の機能を提供していません。

重要な考慮事項 4

リンクを行う CSD 間での証券の仮振替は禁止されるべきである。あるいは、少なくとも、仮振替がファイナルにされる前に、仮振替された証券を再振替することは禁止されるべきである。

- ・JCCH は、CSD の機能を提供していません。

重要な考慮事項 5

投資家側の CSD は、リンクの取極めにおいて、自らの参加者の権利が高い水準で保護される場合に限り、発行者側の CSD との間でリンクを構築すべきである。

- ・JCCH は、CSD の機能を提供していません。

重要な考慮事項 6

投資家側の CSD は、発行者側の CSD とのリンクを運営するために仲介機関を利用する場合には、仲介機関の利用から生じる追加的なリスク（保管リスク、信用リスク、法的リスク、オペレーショナルリスクを含む）を計測・モニター・管理すべきである。

- ・JCCH は、CSD の機能を提供していません。

重要な考慮事項 7

CCP は、他の CCP とのリンクを構築する前に、リンク先の CCP の破綻がもたらす潜在的な波及効果を特定・管理すべきである。3 つ以上の CCP がリンクを行う場合、各 CCP は、リンクの取極め全体から生じるリスクを特定・評価・管理すべきである。

- ・JCCH は、他の CCP との間でのリンクは構築していません。

重要な考慮事項 8

リンクを行っている各々の CCP は、リンク先の CCP とリンク先の CCP の参加者に対するカレント・エクスポージャーとポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーが存在するならば、少なくとも日次単位の評価において、これらを高い信頼水準で全額カバーすべきである。その際、当該 CCP の参加者に対する CCP 自身の債務履行能力がいかなる時点においても低下するようなことがあってはならない。

- ・ JCCH は、他の CCP との間でのリンクは構築していません。

重要な考慮事項 9

TR は、リンクに伴う追加的なオペレーショナルリスクを注意深く評価し、IT や関連する資源の拡張可能性・信頼性を確保すべきである。

- ・ JCCH は TR（取引情報蓄積機関）の機能を提供していません。

効率性

原則21 効率性・実効性

FMI は、その参加者と業務を提供する市場の要件を満たす上で効率的・実効的であるべきである。

重要な考慮事項 1

FMI は、特に清算・決済制度の選択、事務処理体制、清算・決済・記録の対象商品の範囲、技術・手順の利用に関して、参加者や業務を提供する市場のニーズを満たすよう設計されるべきである。

・JCCH は、商品及びサービスの開発が市場ニーズに見合ったものとなるよう、清算参加者を含む関係団体をメンバーとして、委員会やワーキンググループ（WG）等を必要に応じて設置し¹⁰²、清算参加者からのニーズを把握するとともに、清算参加者サイドに立った実務的な観点からの意見を業務にかかる制度運営に反映させています（原則 2（ガバナンス）の重要な考慮事項 2 参照）。

・JCCH では、清算・決済制度・規制の変更、事務処理体制の変更、清算業務の対象商品の変更、システムの変更等を行う場合には、取締役会又は代表取締役が、委員会や WG に諮問する手順を定め、清算参加者や関係団体等の意見を尊重しています。また、清算参加者や市場関係者との意見交換等の手順により、広く、参加者と市場ニーズの充足を追求しています。

・これらの手順で得られた結果やフィードバックについては、JCCH のウェブサイト上で公開することとしており、また、各手順を通じて、JCCH の取組みについても周知を図っています。

重要な考慮事項 2

FMI は、最低サービスレベル、リスク管理の期待度、業務の優先度などの領域において、測定可能かつ達成可能な目標・目的を明確に定めるべきである。

・JCCH の企業行動憲章においては、「商品先物取引を行うために必要な市場の開設及び運営等を通じて経済・社会に貢献していく」という JCCH の公共的な使命及び責任が示されています。また、JCCH は、「決済の安全と履行を確保するとともに、委託者財産を保全す

¹⁰² 委員会等運営規程 11 条

る体制を提供し、商品取引債務引受業を円滑に遂行することにより、商品先物市場の信頼性と利便性の向上を図り、商品先物市場の発展に寄与すること」をその経営方針として掲げています。

・これらの実現を目的として、JCCH では、前年度のサービス水準、リスク管理等の業務状況等を踏まえて、中期経営計画や毎年度事業計画を策定しています。

・2016年から2018年の中期経営計画においては、重点戦略として、「清算業務遂行基盤の確立」、「リスク管理に係る規制強化に向けた取組み」、「新たな経営課題への対応」が挙げられています。

・JCCH は、かかる中期経営計画に基づいて業務を遂行しており、計画の達成状況については、取締役会へ報告され、取締役会のレビューにより確認されています。かかる計画における目標の測定可能性及び達成可能性は、取締役会によるレビューによって確保されているといえます。

重要な考慮事項 3

FMI は、その効率性と実効性を定期的に評価するための仕組みを導入しておくべきである。

・中期経営計画及び事業計画において事業戦略を策定し、実施状況について取締役会へ報告し、取締役会によるレビューが実施されています。

・かかるレビューにおいて、システム面・業務面・コスト面の確認も行われています。

原則22 通信手順・標準

FMI は、効率的な支払・清算・決済・記録を促進するため、これに関連する国際的に受け入れられた通信手順・標準を使用し、または最低限これに適合すべきである。

重要な考慮事項 1

FMI は、国際的に受け入れられている通信手順・標準を使用するか、最低限、これに適合すべきである。

・JCCH は、清算業務における清算参加者や資金決済銀行との通信のために、広く受け入れられた通信手順・標準を使用しています。JCCH は、社外との通信において以下の手順・

標準を採用しています。

JCCH と清算参加者間

- ・インターネット回線による HTTPS を使用しています。

JCCH と取引所間

- ・INS 回線による FTP 又は HTTP を使用しています。

JCCH と決済銀行間

- ・INS 回線による全銀 TCP/IP を使用しています。

JCCH と CSD 間

- ・INS 回線による FTP を使用しています。

JCCH とその他業者間

- ・INS 回線による FTP を使用しています。
- ・なお、「その他の業者」としては、清算システムに登録する充用有価証券単価ファイルを作成する業者が挙げられます。

透明性

原則23 規則・主要手続・市場データの開示

FMI は、参加者が FMI への参加に伴うリスクと料金などの重要なコストを正確に理解できるように、明確かつ包括的な規則と手続を設けるとともに、十分な情報を提供すべきである。FMI の関係するすべての規則と主要な手続は、公表されるべきである。

重要な考慮事項 1

FMI は、明確かつ包括的な規則・手続を採用し、参加者に十分に開示すべきである。関係する規則と主要な手続も公表すべきである。

JCCH の規則

・JCCH は、清算業務に係る包括的な規則・手続を、業務方法書等及びその下位規則ないし関連規則¹⁰³に明確に規定し、その主要なものについてウェブサイト¹⁰⁴に日本語及び英語で公開しています。これらの規則において、清算参加者の資格の要件や義務、清算と決済に関する JCCH と清算参加者間の権利義務、決済プロセス、証拠金・清算預託金等の財務資源制度について規定しています。

JCCH の規則変更の手続

・JCCH は、清算業務についての業務方法書等及びその下位規則を改正する必要がある、その改正の内容が、清算参加者に影響を及ぼすものである場合には、その改正案の内容を制度要綱として取りまとめ、必要に応じて設置される清算参加者を含む関係団体をメンバーとする委員会やワーキンググループ (WG) 等に対し諮問するとともに (原則 2 (ガバナンス) を参照)、全清算参加者を対象とした意見交換を実施しています。

・清算参加者は、意見交換に関連する資料を通して、業務方法書及び下位規則の改正の目的や改正に伴う影響を理解することが可能となります。

・JCCH は、規則の変更を各清算参加者に通知、ウェブサイト上に掲載、重要な規則変更の場合は説明会を実施しています。

JCCH のウェブサイト上の情報

・JCCH のウェブサイトは、一般にアクセス可能であり、以下のような清算・決済に関する

¹⁰³ 取引証拠金等に関する規則、業務方法書運用要綱、取引証拠金規則運用要綱、清算預託金に関する取扱要綱、充用有価証券に関する取扱要綱、充用外貨に関する取扱要綱、差換預託 LG 契約に関する取扱要綱、直接預託 LG 契約に関する取扱要綱等

¹⁰⁴ <https://www.jcch.co.jp/c/c01.html> (日本語)、https://www.jcch.co.jp/i/i_c.html (英語)

る情報が掲載されています。

- 会社概要、経営財務情報
- 業務方法書等の関連規則
- 清算・決算制度・清算参加者制度の概要、清算関連データ
- 証拠金制度、決済不履行対応
- マーケット情報（毎月の取引の件数や取引金額等に関する統計情報）

重要な考慮事項 2

FMI は、そのシステムの設計と運営のほか、参加者が FMI への参加に伴って生じるリスクを評価できるよう、FMI と参加者の権利・義務についても明瞭な記述を用いて開示すべきである。

・JCCH とその清算参加者との間の権利義務や事務処理方法を含む JCCH の清算制度の内容は、JCCH の各清算業務についての業務方法書等及びその下位規則に定められています。JCCH の業務方法書等及びその下位規則は、JCCH のウェブサイトにおいて公開されています。（本原則の重要な考慮事項 1 参照）

・JCCH の清算制度の根幹を構成する内容は、JCCH の業務方法書等及びその下位規則において規定されており、その改正を行う場合には、JCCH は、ウェブサイト等を通じて利害関係者に対して改正内容を公開しています（本原則の重要な考慮事項 1 参照）。

・また、JCCH がその清算業務の遂行に当たってその裁量の範囲内で決定できる事項は、業務方法書及びその下位規則に規定されています。

・JCCH は、清算参加者に対して、清算サービス利用に係るリスクやコストの特定・評価のため、以下のものを含む広範な情報を提供しています。これらの情報は、公開情報である JCCH の業務方法書等及びその下位規則に盛り込まれています。

- 清算方法及び清算条件に係わる情報
- 担保に関する情報
- 証拠金・清算預託金の負担、受入可能担保、担保掛目等
- 清算参加者破綻処理に係わる情報
- 損失補填財源（証拠金、清算預託金、決済不履行積立金）の充当順位、破綻参加者の建玉の扱い等
- 各清算業務についての損失補償制度

・さらに、JCCH は、清算業務における業務処理の詳細を定めた事務処理要領を清算参加者に提供しています。

重要な考慮事項 3

FMI は、参加者が FMI の規則・手続や FMI への参加によって直面するリスクを理解しやすくなるよう、すべての必要かつ適切な文書を提示し、研修を実施すべきである。

- ・JCCH は、新たに清算参加者となる者のために清算制度の概要、資格取得手続等の説明会を開催して、清算参加者の理解が深まるよう努めています。
- ・また、JCCH は、制度改正に際して、清算参加者に対して改正の内容に関する説明や情報提供を必要に応じて行っています。
- ・JCCH の規則や手続が継続的に遵守されていることは、清算参加者がこれらを十分に理解していることの証左であるといえます。
- ・JCCH は、JCCH の規則・手続及び参加によるリスクに関する清算参加者の理解に不十分な点があると認めた場合又は清算参加者が業務方法書その他諸規則に照らして問題があると認めた場合には、その旨を指摘し、当該清算参加者に改善を求めることができます¹⁰⁵。

重要な考慮事項 4

FMI は、提供する個別サービス水準での料金と、利用可能な割引に関する方針を公表すべきである。FMI は、比較を可能とする目的から、有料サービスについて明確に記述すべきである。

- ・JCCH は、ウェブサイトにおいて清算手数料体系を公開しており、各商品に関する手数料率の詳細などを規定した手数料に関する規則も掲載されています¹⁰⁶。
- ・重要なサービス・料金変更については、清算参加者を含む関係団体をメンバーとする委員会やワーキンググループ (WG) 等¹⁰⁷を設置し、同委員会又は WG に対して、事前に提示するとともに、清算参加者との協議を経たうえで、決定するよう努めております。また、かかる変更内容についても、参加者宛に通知され、ウェブサイト上において公開されています。
- ・JCCH は、既存の清算参加者及び清算参加者となることを希望する者に対して、技術・通信手順についての情報を開示しています。清算参加者は、これによって、参加に関連する費用を見積もることが可能です。

¹⁰⁵ 清算参加者に対する監査に関する規則 10 条

¹⁰⁶ 業務方法書運用要綱 6 条

¹⁰⁷ 委員会等運営規程 11 条

重要な考慮事項 5

FMI は、「金融市場インフラのための情報開示の枠組み」(CPSS-IOSCO) に対する回答を定期的に作成・公表すべきである。FMI は、最低限、取引の件数・金額の基本データを開示すべきである。

- ・当文書は、支払・決済システム委員会証券監督者国際機構 (CPSS-IOSCO) 「金融インフラのための情報開示の枠組み」に基づく開示文書です。
- ・JCCH は、少なくとも 2 年に 1 回及び記載内容に重要な変更があった場合に、本開示文書の更新を行います。

データ開示

・清算業務に関する毎月の取引の件数や取引金額等に関する統計情報をウェブサイト上で開示しています。かかる統計情報には以下が含まれます。

- 清算対象商品
- 清算参加者資格基準
- 清算参加者の名称
- JCCH の清算・決済業務についての情報 (債務引受数量、取引金額推移等)
- 全体的なリスク管理態勢 (証拠金制度を含む) の概要

原則24 取引情報蓄積機関による市場データの開示

TR は、関係当局と公衆に対して、各々のニーズに沿って、適時にかつ正確なデータを提供すべきである。

- ・JCCHはTRではないので該当しません。

V. 公開情報

JCCH 業務方法書等

<https://www.jcch.co.jp/c/c01.html>

JCCH 貸借対照表・損益計算書

<https://www.jcch.co.jp/b/b05.html>

JCCH 会社概要

<https://www.jcch.co.jp/b/b04.html>

JCCH 清算・決済制度

<https://www.jcch.co.jp/e/e01.html>

JCCH 清算資格

<https://www.jcch.co.jp/d/d01.html>

JCCH 清算参加者一覧

<https://www.jcch.co.jp/d/d03.html>

JCCH 統計資料等

<https://www.jcch.co.jp/b/b08.html>

株式会社 東京商品取引所

<https://www.tocom.or.jp/jp/index.html>

大阪堂島商品取引所

<http://www.ode.or.jp/>

日本商品先物取引協会

<https://www.nisshokyo.or.jp/>

日本商品先物振興協会

<http://www.jcfia.gr.jp/>

日本商品委託者保護基金

<http://www.hogokikin.or.jp/>

金融情報システムセンター (FISC)

<https://www.fisc.or.jp>

農林水産省

<http://www.maff.go.jp/>

経済産業省

<http://www.meti.go.jp/>

商品先物取引法（商先法）

http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=325AC0000000239&openerCode=1

商品先物取引法施行令

http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=325CO0000000280

商品先物取引法施行規則

http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=417M60000600003&openerCode=1

商品取引清算機関の監督の基本的な指針

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/syoutori/dealing/pdf/shishin_261126.pdf

民法

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/M29/M29HO089.html>

会社法

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H17/H17HO086.html>

金融市場インフラのための原則（FMI 原則）（英語）

<https://www.bis.org/cpmi/publ/d101a.pdf>

FMI 原則 情報開示の枠組みと評価方法（Disclosure Framework and Assessment Methodology）（英語）

<http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD396.pdf>

European Market Infrastructure Regulation（EMIR）（英語）

http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/;ELX_SESSIONID=9hKITthNJ5HW5KnGDSpbvrKNyRWRtyFKpwkTXvKHKG3LvCSFxp3!688603561?uri=CELEX:32012R0648

VI. 略称一覧

BCP	緊急事態発生時における事業継続計画	Business continuity planning
CCP	清算機関	Central Counterparty
CME	シカゴ・マーカンタイル取引所	Chicago Mercantile Exchange
CPSS	支払・決済システム委員会 ※2014年9月に「決済・市場インフラ委員会」に名称変更 英語表記：The Committee on Payments and Market Infrastructures (CPMI)	The Committee on Payment and Settlement Systems
EMIR	欧州市場インフラ規則	European Market Infrastructure Regulation
ESMA	欧州証券監督局	European Securities and Markets Authority
FISC	公益財団法人 金融情報システムセンター	The Center for Financial Industry Information Systems
FMI	金融市場インフラ	Financial Markets Infrastructures
FMI 原則	金融市場インフラのための原則	Principle for Financial Markets Infrastructures
IOSCO	証券監督者国際機構	The International Organization of Securities Commissions
ISMS	情報セキュリティ	Information Security Management System
JCCH	株式会社 日本商品清算機構	Japan Commodity Clearing House Co.,Ltd.
LVPS	大口資金決済システム	Large-Value Payment System
ODE	大阪堂島商品取引所	Osaka Dojima Commodity Exchange
RPF	リスク・パラメータ・ファイル	Risk Parameter File
SPAN	スパン（リスクベースの証拠金計算方法及びシステム）	Standard Portfolio Analysis of Risk
SSS	証券決済システム	Securities Settlement System
TC-CCP	第三国清算機関	Third Country CCP
TCP	トランスミッションコントロールプロ	Transmission Control Protocol

	トコル	
TOCOM	株式会社 東京商品取引所	Tokyo Commodity Exchange, Inc.
TR	取引情報蓄積機関	Trade Repository
VaR	バリュー・アット・リスク	Value-at-Risk
監督指針	商品取引清算機関の監督の基本的な指針	Basic Guidelines on Supervision of Commodity Clearing Organizations
金商法	金融商品取引法	Financial Instruments and Exchange Act
金融庁	日本国金融庁	Financial Services Agency of Japan
商先法	商品先物取引法	Commodity Derivatives Act